

2022年度普通交付税算定結果の検証

飛 田 博 史

はじめに

2022年7月26日に「令和4年度普通交付税大綱」が閣議報告された。今年度は国の制度改正にともなう算定の目立った見直しはなかったものの、昨年度から一転して、国税、地方税の見通しが大幅に回復したことによる地方交付税算定への影響、あるいは国勢調査人口（以下「国調人口」と呼ぶ）の確定値の測定単位への適用にともなう個別自治体への影響などが注目点である。

本稿では2022年度の普通交付税（以下「交付税」と呼ぶ）の算定結果の概要と特徴について分析を交えて解説する。

1. 2022年度交付税算定の特徴

（1） 交付税算定結果に関する視点

毎年度の交付税算定結果は、地方財政計画（以下「地財計画」と呼ぶ）の策定と交付税算定の内容の2つの影響からみることができる。

地財計画は地方交付税法にもとづいて国が策定する地方全体の通常収支見込み（普通会計ベース）で、給与関係経費、一般行政経費、投資的経費などの歳出見通しと地方税、地方交付税、国庫支出金、地方債などの歳入見通しをそれぞれ積算したものである。このうち地方交付税は国税5税（所得税、法人税、酒税、消費税、地方法人税）の一定割合（法定率分）を計上するが、これらの積算の結果財源不足が生じる場合に、総務省と財務省の折衝による財源対策、いわゆる「地方財政対策」（以下「地財対策」と呼ぶ）を講じて収支を均衡させる。地財対策としては主に交付税の一般会計加算やその代替財源である臨時財政対策債（以下「臨財債」と呼ぶ）の発行などがあり、こ

これらの対策を通じて最終的に交付税や一般財源の総額が決定される。

この地財計画の収支から一般財源収支分を抽出したものが、マクロで見た交付税算定に関連する部分であり、一般財源の保障は地方交付税総額の94%分の普通交付税、6%分の特別交付税、直接算定しないが地財計画の一般財源総額の一部をなす留保財源（主に標準税収入額の25%相当）などから構成される。こうした関係から地財計画の収支内容は交付税算定における規模や内容の前提条件となっている。本稿で取り上げるのはこのうち普通交付税部分であり、交付税算定の中核をなすものである。

第一の視点である地財計画の策定を通じた交付税算定への影響としては、交付税総額、需要額の動向、地財計画の歳出の見直しと連動する既存歳出項目の動向、同歳出における項目新設にともなう交付税算定への反映、地財対策にともなう臨財債の発行状況、地方税等の見直しなどがあげられる。

一方、第二の視点である交付税算定方法自体の見直しによる影響とは、交付税の算定式、すなわち各自治体の一般財源充当経費を算定する基準財政需要額（以下「需要額」と呼ぶ）と標準的な税収見込みの75%相当を算定する基準財政収入額（以下「収入額」と呼ぶ）に関するさまざまな見直しによるものであり、各自治体への配分決定に関わるものである。たとえば需要額では算定基礎となる単位費用、測定単位、補正係数のそれぞれの見直し、収入額では税収見通しの変動にともなう留保財源との相互関係などがある。

本稿では以上のような視点を踏まえて、交付税算定結果をさまざまな角度から検証していく。

（2） 地財計画からみた今年度算定の特徴

◆ 地財計画の規模

今年度の地財計画（通常収支分）の規模は90兆5,918億円（前年度比伸び率0.9%以下カッコ内同じ）と2年ぶりに90兆円台となり、一般財源総額は過去最高水準の63兆8,635億円（1.1%）となった。財源不足は2兆5,559億円（△74.7% △はマイナス以下同じ）と交付税財源や地方税の増収見直しにより、1990年初頭以来の最小額となった。この結果、地財対策において臨財債の新規発行が不要となったことからその発行額は1兆7,805億円にとどまった。これにより、各自治体の交付税算定では需要額から控除される臨財債発行可能額が大幅に縮小したため、多くの自治体で交付額ベースの交付税が増加した。

主な地財計画の歳出項目をみると、給与関係経費が19兆9,644億円（△0.9%）と昨年12月の期末勤勉手当減額の翌年度調整を反映させたことにより前年度を下回ったが、計画人員については保健所や児童福祉司等を含めて増員となっており、単位費用と基礎となる標準団体の人員にも反映されている。

一般行政経費は41兆4,433億円（1.4%）と社会保障関係費の補助・単独事業の増加や森林環境譲与税の増額にともなう森林整備関係費の拡充などで引き続き前年度を上回った。

昨年度は臨時的経費として新たに地域デジタル社会推進費が計上されたが、今年度はこうした新規項目による交付税算定の増額要因はない。

以下、地財計画の歳出の見直しに関連する交付税算定の特徴についてみていこう。

◆ 2021年度の期末勤勉手当の減額調整分の反映

地財計画の給与関係経費は毎年度の人事院勧告や自治体の人事委員会勧告の内容を踏まえて計上されている。昨年の人事院勧告では期末勤勉手当の減額が勧告されたが、国家公務員の給与改定等の法案審議が12月の同手当の調整に間に合わず、2022年の6月で調整することとなったため、地財計画でも2021年度の調整分を2022年度に反映させることになった。交付税算定では需要額の給与費算定の基礎となる給与統一単価の期末勤勉手当を4.3月（前年度4.44月）と設定しており、単位費用のマイナス要因となっている。

ただし、これは減額調整の期間ずれによるもので、2022年度の人件費にかかる財源保障を縮減したわけではない。

◆ 保健師、児童福祉司等の増員

給与関係経費の基礎数値となる計画人員では、2021年度から2年間にわたる新型コロナウイルス感染症対応の保健師の増員、2019年度から4年間にわたる児童福祉司や児童心理司等の拡充策の追加増員⁽¹⁾などが反映されている。

2022年度算定では、道府県分の「衛生費」の標準団体で感染症対応業務に従事する保健師6名を増員（30名→36名）した。また、同じく道府県分の「社会福祉費」の標準団体で児童福祉司8名（70名→78名）、児童心理司3名（29名→32名）を増

(1) 2019年度に策定された「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」では4年間で児童福祉司を3,240人から2,020人程度増員、児童心理司を1,360人から790人程度増員するなどの目標が設定されたが、2021年度の地財計画で繰り上げて計上したことから、2022年度はさらに増員することとなった

員した。いずれも単位費用の引き上げ要素となっている。

◆ 保育士、介護職、看護職等の処遇改善

人への投資を掲げる岸田内閣は、2021年度の「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」の一環として保育士等・幼稚園教諭、介護・障がい者福祉職員、看護職員の処遇改善（収入の1～3%）⁽²⁾を図ることとなり、2022年2月から9月までの分を国費で全額負担するものとして補正予算で2,600億円を盛り込んだ。10月以降は上記の職員等について施設運営費、診療報酬、介護報酬等による引き上げに移行しており、地方負担分については交付税算定に反映された。交付税制度の仕組みとしては相当額が確実に反映されていると推定されるが、関連資料⁽³⁾では具体的な加算額は明らかにされていない。

主な職種の処遇改善は以下の項目の単位費用に加算されている。

- ・看護職員：道府県分「衛生費」、市町村分「保健衛生費」
- ・介護職員：道府県分・市町村分「高齢者保健福祉費」（65歳以上人口）
- ・障がい者福祉職員等：道府県分・市町村分「社会福祉費」
- ・保育士：道府県分・市町村分「社会福祉費」
- ・幼稚園教諭：道府県分「その他の教育費」（人口）、市町村分「その他の教育費」（人口および幼稚園等の就学前子どもの数）

*（ ）内は測定単位

なお、介護・看護職員についてはいずれも介護・医療保険制度にもとづく報酬に反映されるため、交付税算定では主に都道府県または市町村の一般会計から各保険事業会計への繰出金に加算されたものと推定される。

◆ 森林環境譲与税増額にともなう対応経費の算定

市町村による私有林人工林の管理等の財源として、2024年度より国税森林環境税の創設が予定されており総額は600億円にのぼる。これに先行して2019年度より森林環境譲与税の交付が段階的に進められており、その配分基準は私有林人工林面積

(2) 看護職員については9月までは1%の引き上げ、10月以降は他の職員同様3%に引き上げられている

(3) たとえば地方財務協会の月刊誌「地方財政」、地方財務協会『令和4年度地方交付税制度解説（単位費用編）』など

5割、林業就業者数2割、人口3割で、課税が開始される2024年度の段階で総額の9割が市町村へ配分される。

交付税算定では譲与税相当額を道府県分の「林野行政費」と市町村の「林野水産行政費」に算入しており、2022年度は前年度から100億円引き上げられ総額500億円となることから、市町村分にその相当額が経費として算入される。

市町村の算定式では密度補正Ⅲにおいて私有林人工林面積、林業就業者数、人口のそれぞれに譲与税の単価を乗じて譲与税交付相当額を計算して係数化している。なお、ここで用いられる人口は2022年度国調人口であるが、その確定値への更新の影響を踏まえ、今年度に限り、譲与税の交付見込み額について総務大臣が定める額を用いている。

なお、政府・与党が2024年度を目途に配分基準を見直し、森林の多い自治体への増額を図る検討に着手したとの報道（2022年11月7日 東京新聞朝刊）があり、再来年度以降の交付税算定でも町村などの需要額の増加要因となることが予想される。

（3） 交付税算定における改定

◆ 地方創生関連経費⁽⁴⁾の成果指標へのシフト（3年目）

2015年度から地財計画で「まち・ひと・しごと創生事業費」として1兆円が計上され、交付税では「地域の元気創造事業費」（3,900億円 100億円は特別交付税）と「人口減少等特別対策事業費」（6,000億円）として算定されている。

需要額の算定式ではいずれも人口を測定単位として、段階補正および経常態容補正Ⅰ・Ⅱが適用される。地域の元気創造事業費では同態容補正Ⅰで歳出削減の成果を反映する「行革努力分」、Ⅱで地域経済活性化の成果を反映する「地域経済活性化分」を複数の指標により係数化している。一方、人口減少等特別対策事業費では同態容補正Ⅰで人口対策などの取組の必要度、Ⅱで人口対策の取組の成果をそれぞれ係数化している。

このうち「人口減少等特別対策事業費」については、「経済財政運営と改革の基本方針2019」（いわゆる「骨太方針」）において、取組の必要度から取組の成果へと需要額1,000億円分をシフトさせる方針が打ち出され、2020年度以降5年間で段

（4） 本稿では地方創生関連の交付税算定の項目である「地域の元気創造事業費」と「人口減少等特別対策事業費」を合わせて「地方創生関連経費」と呼び、同経費と「地域社会再生事業費」と「地域デジタル社会推進費」の4項目の総称を「地方創生等臨時的経費」と呼ぶことにする

階的にシフトさせている。2022年度はその3年目となり、道府県分、市町村分でそれぞれ70億円ずつ移行させている。

なお、成果指標へのシフトにともなう条件不利地域への算定上の配慮として、引き続き財政力指数と過疎法や離島振興法などの特別措置法の適用状況によって、最大で1.2の係数が追加されている。また、各成果指標の係数化に際しては政令市・中核市・施行時特例市、都市、町村別に成果を比較することで規模別の差を調整している。

図表1は2020年度以降のシフトの状況である。2020～2022年度の3年間で道府県分が210億円、市町村分が390億円、合計で600億円と毎年度200億円のペースでシフトしている。なお、今年度の成果指標の改定はない。

図表1 人口減少等特別対策事業費の算定のシフトの状況

		(億円)									
		2019年度算定		2020年度算定		2021年度算定		2022年度算定		2020～2022年度増減	
		取組の 必要度	取組の 成果	取組の 必要度	取組の 成果	取組の 必要度	取組の 成果	取組の 必要度	取組の 成果	取組の 必要度	取組の 成果
策等 事業 費 対 少	道府県分	1,330	670	1,260	740	1,190	810	1,120	880	-210	210
	市町村分	2,670	1,330	2,540	1,460	2,410	1,590	2,280	1,720	-390	390
	合計	4,000	2,000	3,800	2,200	3,600	2,400	3,400	2,600	-600	600

(資料) 総務省「普通交付税の算定方法の改正について」各年度より作成

◆ 寒冷補正（積雪度）の級地見直し

寒冷や積雪度の地域差による行政経費の差を補正する寒冷補正には、給与差、寒冷度、積雪度の3つの補正があり、道府県分では8項目、市町村分では13項目でいずれかの補正が適用されている。このうち積雪度は道路・建物等の除排雪経費や管理費などを考慮したものであり、気象庁の過去の観測積雪データ等による級地区分（無級地を含め5段階）に応じた補正係数が設定されている。

今年度は従来の1989年から2008年までの平均値から2000年から2019年までの平均値へと置き換えられたため、級地区分が変動する。ただし、級地が下がる市町村については激変緩和措置が講じられる。

なお、寒冷補正（積雪度）が適用されたのは566団体、このうち級地が上がったのは77団体、下がったのは21団体であった。

◆ 測定単位の改定

今年度は2020年度国調人口の確定値への置き換えがなされた。国の公表データで

確定値と速報値の人口総数を比較してみると確定値ではさらに8万469人減少しており、市町村数で見ると約9割弱が速報値を下回る結果となっている。団体当たりの単純平均でマイナス53人程度であるが、交付税依存度が高い町村などではわずかな人口減少でも影響は看過できない。

また、「65歳以上人口」「75歳以上人口」「世帯数」「林野及び水産業の従事者数」についても2020年度国調の数値に置き換えられており、需要額の変動要因となっている。なお、「林野及び水産業の従事者数」を用いる市町村分の林野水産行政費については、数値急減補正により、従業者数の減少数を緩和する算定が適用される。

このほか、毎年度改定されるものとしては、教育費関連では学校基本調査の数値、土木関連では道路橋りょう等の台帳の数値があげられる。

2. 2022年度の普通交付税算定結果の概況

2022年度の普通交付税算定結果の概況についてみていこう。なお、本稿末尾の普通交付税大綱に関する資料もあわせて参照されたい。

(1) 交付税総額

普通交付税総額は当初算定ベースで16兆9,705億円(3.5%)と、昨年度の伸び率(5.1%)は下回るものの4年連続で前年度を上回っている。このうち道府県分は9兆1,042億円(2.0%)、市町村分は7兆8,662億円(5.4%)で市町村分の伸び率は前年度(5.2%)を上回っている。また、臨財債の発行可能額は1兆7,805億円(△67.5%)、このうち道府県分は9,543億円(△70.6%)、市町村分は8,261億円(△62.9%)と地財計画上の財源不足の縮小により大幅に減少した。

普通交付税と臨財債を合わせた実質額で見ると、総額は18兆7,510億円(△14.3%)、道府県分は10兆586億円(△17.3%)、市町村分は8兆6,924億円(△10.4%)と大幅に減少している。臨財債は発行可能額を需要額から控除することで、相当額の交付税が臨財債に振り替えられる仕組みとなっており、今回の算定結果は財源不足が縮小したことで臨財債による交付税への振替額が減少し、交付税の実質額では減少、交付額では増加という結果となった。

交付税の臨財債への振替率を実質的な交付税（普通交付税＋臨財債）に占める臨財債の割合で試算すると道府県分、市町村分とも約9.5%となり、道府県分が市町村分を上回った昨年度とは異なっている。

（2） 基準財政需要額（財源不足団体分）の状況

次に需要額の状況をみると、道府県分が21兆1,405億円（10.2%）、市町村分が23兆5,465億円（5.1%）と道府県分の伸び率が大きく上回っているが、臨財債控除前の需要額でみると道府県分が22兆949億円（△1.4%）、市町村分が24兆6,229億円（△1.0%）と道府県分の減少率が0.4ポイント上回っている。これは先ほど述べたように昨年度の控除率が市町村に比べて大きかったことが、今年度の伸び率を高くした要因の一つと推察される。

図表2で需要額の主な内訳をみると、道府県分、市町村分ともに地域の元気創造事業費を除く地方創生等臨時的経費が前年度を上回っており、公債費等については道府県分が減（△1.7%）、市町村分が増（0.6%）である。個別算定経費（地方創生等臨時的経費除く）や包括算定経費は、2021年度の算定結果とは対照的にいずれもマイナスとなっている。個別算定経費の減少は、2021年度期末手当の減額調整の影響、事業費補正による公債費算定の減少などいくつかの要因がある。また、包括算定経費についても総務費に含まれる期末手当の減額調整が要因の一つとみられるが、それだけでなく収入額の増加と包括算定経費の単位費用の減少が相関する傾向にも関係している可能性がある。

図表 2 2022年度普通交付税算定結果総括表（財源不足団体）

（単位：億円、％）

区 分		道府県分			市町村分		
		令和4年度 A	令和3年度 (当初) B	伸 率 A/B-1	令和4年度 C	令和3年度 (当初) D	伸 率 C/D-1
基準 財政 需要 額	個別算定経費 a (c～g除き)	171,415	173,209	△ 1.0	183,003	184,282	△ 0.7
	包括算定経費 b	12,098	12,996	△ 6.9	21,025	22,450	△ 6.3
	地域の元気創造事業費 c	904	907	△ 0.3	2,687	2,690	△ 0.1
	人口減少等特別対策事業費 d	1,878	1,873	0.3	3,661	3,649	0.3
	地域社会再生事業費 e	2,071	2,066	0.2	2,003	2,000	0.2
	地域デジタル社会推進費 f	756	756	0.0	1,119	1,119	0.0
	公債費等 g	31,826	32,374	△ 1.7	30,230	30,041	0.6
	小 計 (a+b+c+d+e+f+g) h	220,949	224,181	△ 1.4	243,727	246,229	△ 1.0
	臨時財政対策債振替相当額 i	9,543	32,420	△ 70.6	8,261	22,249	△ 62.9
	合 計 j (h-i)	211,405	191,761	10.2	235,465	223,981	5.1
基準財政収入額		120,188	102,352	17.4	156,608	149,208	5.0
交付基準額		91,217	89,408	2.0	78,857	74,804	5.4
普通交付税額		(100,586) 91,042	(121,697) 89,276	(△ 17.3) 2.0	(86,924) 78,662	(97,021) 74,645	(△ 10.4) 5.4

(注) 1 本表は令和4年度における財源不足団体について作成している。ただし、令和3年度（当初）の交付基準額及び普通交付税額は、令和3年度（当初）の財源不足団体の額である。

2 普通交付税額欄の（ ）書きは、財源不足団体の臨時財政対策債発行可能額分を加えた場合の計数である。

3 表示単位未満を四捨五入しているため、合計において一致しない箇所がある。

(資料) 地方財務協会『地方財政』2022年9月号196ページより抜粋

(3) 基準財政収入額（財源不足団体分）の状況

収入額については、道府県分が12兆188億円（17.4％）、市町村分が15兆6,608億円（5.0％）といずれも前年度の減収見通しの反動で大幅な増加見通しとなっている。

今年度は地財計画の税収見通しにもとづき、道府県分では道府県民税所得割および法人税割、法人事業税、地方消費税、特別法人事業譲与税。市町村分では市町村民税所得割および法人税割、固定資産税、法人事業税交付金、地方消費税交付金が増加している。

(4) 不交付団体の状況

昨年度の54団体から73団体（都道府県は東京都）に増加したが、2020年度以前の70団体後半の水準には届いていない。この要因の一つは臨財債の発行可能額の縮小にともない、臨財債控除後の需要額が収入額を上回って伸びた結果によると推察される。

なお、東京都の交付税算定は東京都と特別区の算定を合算するいわゆる都区合算方式をとっており、昨年度は東京都だけでみると需要額が収入額を上回る状況にあったが、今年度は東京都、特別区ともに財源超過となった。また、昨年度は調整率⁽⁵⁾をかけた結果、2団体が不交付団体となったが、今年度はこうした団体はなかった。

3. 項目別の需要額の状況

(1) 概況

次に需要額の増減要因について項目ごとにみていこう。

図表3-1・2は道府県分（東京都除く）と市町村分（交付、不交付団体計）の項目別需要額の結果を前年度と比較したものである。道府県分、市町村分とも前年度に比べて減少項目が多く、個別算定経費（公債費除く）の合計では、道府県分が1,786億円の減、市町村分が1,483億円の減となった。

減少項目のうち需要額の減少幅が大きいのは、道府県分では警察費、道路橋りょう費（道路の延長）、中学校費、高等学校費（教職員数）、特別支援学校費（教職員数）、衛生費、地域振興費。市町村分では消防費、道路橋りょう費（道路の延長）、高等学校費（教職員数）、その他の教育費（人口）、高齢者保健福祉費（65歳以上人

(5) 事前に地財計画で決定された交付税総額に対し、交付税算定結果による事後的な総額を突合せさせるため、各自治体の需要額に乗じる一定の割落し率。小数点下数桁以下（2022年度は0.000827104）であるため、各自治体の交付税配分にはほとんど影響がないが、需要額と収入額が拮抗する自治体では不交付団体となる場合がある

口)、清掃費、農業行政費、地域振興費(人口)があげられる。

そのいずれも単位費用の減少によるもので、項目によって単位費用に含まれる給与費の減少や前年度からの事業の縮小、過去の起債による元利償還費の算入減などが影響している。なかでも給与費については先ほど述べた前年度期末手当の減額調整が共通した要因となっており、その他の給与改定や職員の若返りによる減少も影響している。また、教育費関連では毎年度の学校基本調査にもとづく児童数や学生数等の測定単位の影響もあるとみられる。

一方、増加項目のうち需要額の増加幅が大きいのは、道府県分では社会福祉費、高齢者保健福祉費(65歳以上人口)。市町村分では小学校費(学校数)、社会福祉費、保健衛生費があげられる。

このうち社会福祉費(道府県分・市町村分)や小学校費、保健衛生費は単位費用が増加している。高齢者保健福祉費については単位費用が減少⁽⁶⁾しているものの、測定単位である65歳以上人口の増加や経費の増加により需要額全体では前年度を上回った。ただし、第5章でみるように、自治体ごとの算定結果では高齢者人口の伸びが鈍化した町村などでは同項目が前年度を下回る傾向がみられる。

包括算定経費(人口および面積)は道府県分、市町村分とも大幅に減少しており、給与費や起債の元利償還費の減少、留保財源の増加にともなう需要額への影響などが要因である。詳細については後述する。

(6) 2020年国調人口の置き換えにともない、単位費用の算定の基礎となる標準団体の高齢者数が増加したことにより、分母と分子の関係で単位費用が減少した。したがって、標準団体ベースの事業規模は前年度を上回っている

図表3-1 項目別基準財政需要額（道府県分・東京都除く）

（億円）

項目		測定単位	2021	2022	増減	伸び率	
個別算定経費	警察費		警察職員数	17,764	17,569	-196	-1.1%
	土木費	道路橋りょう費	道路の面積	2,576	2,587	11	0.4%
			道路の延長	4,842	4,725	-116	-2.4%
		河川費	河川の延長	828	845	17	2.0%
		港湾費（港湾）	係留施設の延長	315	311	-4	-1.2%
			外郭施設の延長	353	342	-11	-3.2%
		港湾費（漁港）	係留施設の延長	87	87	0	0.1%
			外郭施設の延長	186	181	-5	-2.8%
	その他の土木費	人口	1,008	1,026	18	1.8%	
	教育費	小学校費	教職員数	18,908	18,974	66	0.3%
		中学校費	教職員数	10,908	10,658	-250	-2.3%
		高等学校費	教職員数	11,459	11,348	-111	-1.0%
			生徒数	1,604	1,551	-54	-3.4%
		特別支援学校費	教職員数	5,110	4,939	-171	-3.3%
			学級数	669	669	0	0.0%
		その他の教育費	人口	3,576	3,600	24	0.7%
	厚生労働費	生活保護費	人口	943	910	-33	-3.5%
			社会福祉費	人口	21,072	21,295	223
		衛生費	人口	16,279	15,926	-353	-2.2%
		高齢者保健福祉費	65歳以上人口	17,419	17,583	164	0.9%
			75歳以上人口	15,342	15,336	-5	0.0%
	労働費	人口	461	448	-13	-2.8%	
	産業経済費	農業行政費	農家数	2,841	2,770	-71	-2.5%
		林野行政費	公有以外の林野の面積	900	872	-29	-3.2%
			公有林野の面積	254	254	0	0.0%
		水産行政費	水産業者数	332	323	-9	-2.7%
	総務費	商工行政費	人口	2,119	2,060	-60	-2.8%
		徴税費	世帯数	2,715	2,699	-16	-0.6%
		恩給費	恩給受給権者数	36	30	-7	-18.1%
		地域振興費	人口	7,132	6,325	-806	-11.3%
地域の元気創造事業費		人口	907	904	-3	-0.3%	
人口減少等特別対策事業費		人口	1,873	1,878	5	0.3%	
地域社会再生事業費		人口	2,066	2,071	5	0.2%	
地域デジタル社会推進費	人口	756	756	0	0.0%		
個別算定経費等計（公債費除く）			178,811	177,025	-1,786	-1.0%	
公債費			32,388	31,839	-549	-1.7%	
包括算定経費			人口	9,570	8,789	-781	-8.2%
			面積	3,426	3,309	-118	-3.4%
包括算定経費計			12,996	12,098	-899	-6.9%	
合計（臨財債控除前）			224,196	220,961	-3,234	-1.4%	
臨財債（控除）			32,420	9,543	-22,877	-70.6%	
合計（控除後）			191,775	211,418	19,643	10.2%	

（資料） 総務省「地方交付税算定計数資料」令和3年度、令和4年度版より作成

（注） 網掛けは前年度を下回る数値（増減値がマイナスでも伸び率で見た結果が微少な場合0.0%と表記している。以下他の表においても同じ）

図表3-2 項目別基準財政需要額（市町村分・総額）一本算定

(億円)

項目		測定単位	2021	2022	増減	伸び率	
個別算定経費	消防費		人口	17,162	16,892	-270	-1.6%
	土木費	道路橋りょう費	道路の面積	5,427	5,487	60	1.1%
			道路の延長	4,131	3,896	-235	-5.7%
		港湾費（港湾）	係留施設の延長	149	148	-2	-1.2%
			外郭施設の延長	205	197	-8	-3.8%
		港湾費（漁港）	係留施設の延長	85	84	-2	-1.8%
			外郭施設の延長	100	95	-5	-4.7%
		都市計画費	都市計画区域における人口	1,794	1,739	-55	-3.1%
		公園費	人口	837	811	-26	-3.1%
	都市公園の面積		366	371	4	1.2%	
	下水道費	人口	6,577	6,627	50	0.8%	
	その他の土木費	人口	2,056	2,019	-37	-1.8%	
	教育費	小学校費	児童数	3,084	3,098	14	0.5%
			学級数	2,953	2,928	-26	-0.9%
			学校数	2,127	2,247	120	5.6%
		中学校費	生徒数	1,395	1,382	-12	-0.9%
			学級数	1,533	1,521	-11	-0.7%
		高等学校費	学校数	916	949	33	3.6%
			教職員数	826	719	-107	-13.0%
		その他の教育費	生徒数	141	125	-16	-11.3%
人口	17,939		17,797	-142	-0.8%		
厚生費	生活保護費	幼稚園の幼児数	1,025	965	-60	-5.8%	
		市部人口	11,025	11,027	2	0.0%	
	社会福祉費	人口	35,483	35,902	419	1.2%	
	保健衛生費	人口	17,659	17,764	106	0.6%	
		65歳以上人口	24,702	24,541	-161	-0.7%	
	高齢者保健福祉費	75歳以上人口	14,823	14,779	-43	-0.3%	
経産費	清掃費	人口	8,975	8,674	-301	-3.4%	
	農業行政費	農家数	2,381	2,200	-182	-7.6%	
	林野水産行政費	林業水産業の従業員数	1,242	1,304	62	5.0%	
	商工行政費	人口	2,139	2,069	-71	-3.3%	
総務費	徴税费	人口	2,185	2,181	-4	-0.2%	
		世帯数	2,185	2,181	-4	-0.2%	
	戸籍住民基本台帳費	戸籍数	610	589	-21	-3.5%	
		世帯数	1,169	1,112	-57	-4.9%	
地域振興費	人口	15,527	15,022	-505	-3.3%		
		面積	1,002	998	-4	-0.4%	
地域の元気創造事業費	人口	2,920	2,924	4	0.1%		
人口減少等特別対策事業費	人口	3,995	4,000	5	0.1%		
地域社会再生事業費	人口	2,096	2,095	-1	0.0%		
地域デジタル社会推進費	人口	1,200	1,200	1	0.0%		
個別算定経費等計（公債費除く）			219,959	218,476	-1,483	-0.7%	
公債費			33,243	33,121	-122	-0.4%	
包括算定経費			22,111	20,610	-1,501	-6.8%	
			3,017	2,924	-93	-3.1%	
包括算定経費計			25,128	23,534	-1,594	-6.3%	
合計（臨財債控除前）			278,329	275,131	-3,199	-1.1%	
臨財債（控除）			22,403	8,262	-14,141	-63.1%	
合計（控除後）			255,927	266,869	10,942	4.3%	

(資料) 同上

(注) 網掛けは前年度を下回る数値（増減値がマイナスでも伸び率で見た結果が微少な場合0.0%と表記している。以下他の表においても同じ）

(2) 公債費等の状況

地方債の元利償還費の交付税算入状況をみてみよう。なお、主な元利償還費の交付税算入方法には、臨財債元利償還費のように個別項目として需要額に算入する「公債費方式」、各項目の補正係数で算定する「事業費補正方式」、単位費用の一部として算入する「標準事業費方式」があるが、本節では分析可能な前者2つの内訳をとりあげる。

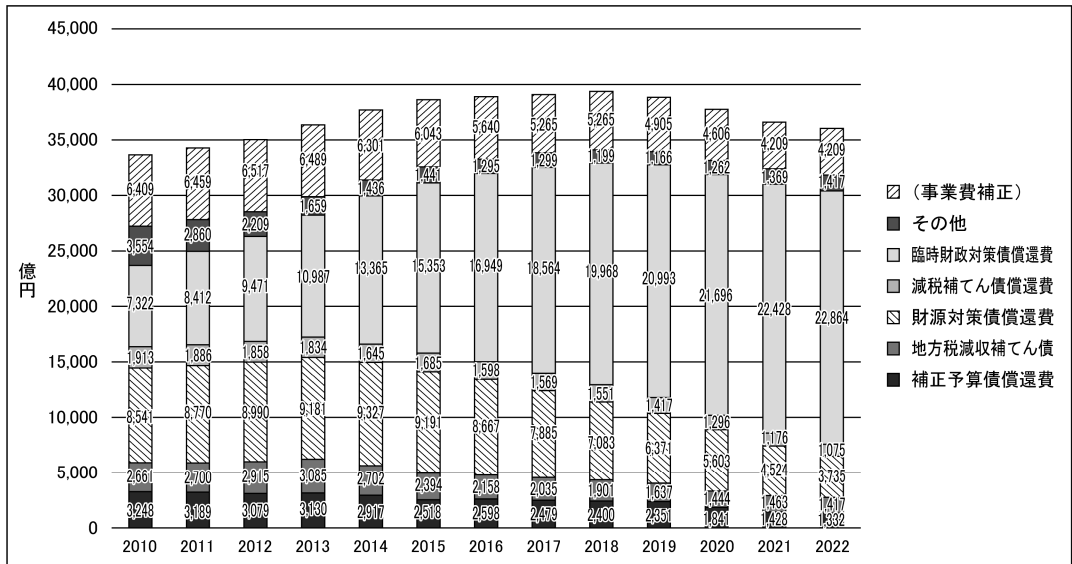
図表4-1・2は2010年度以降の公債費の内訳と事業費補正の需要額加算分（以下「公債費等」と呼ぶ）の推移を表したものである。

道府県分では2018年度、市町村分では2014年度をピークとして引き続き減少傾向にあり、いずれも臨財債の償還費が増加するほかは一部を除きほぼ減少傾向にある。

道府県分では「その他」が増加しているが、主に災害復旧費の増加によるもので近年多発する自然災害が背景にあるとみられる。

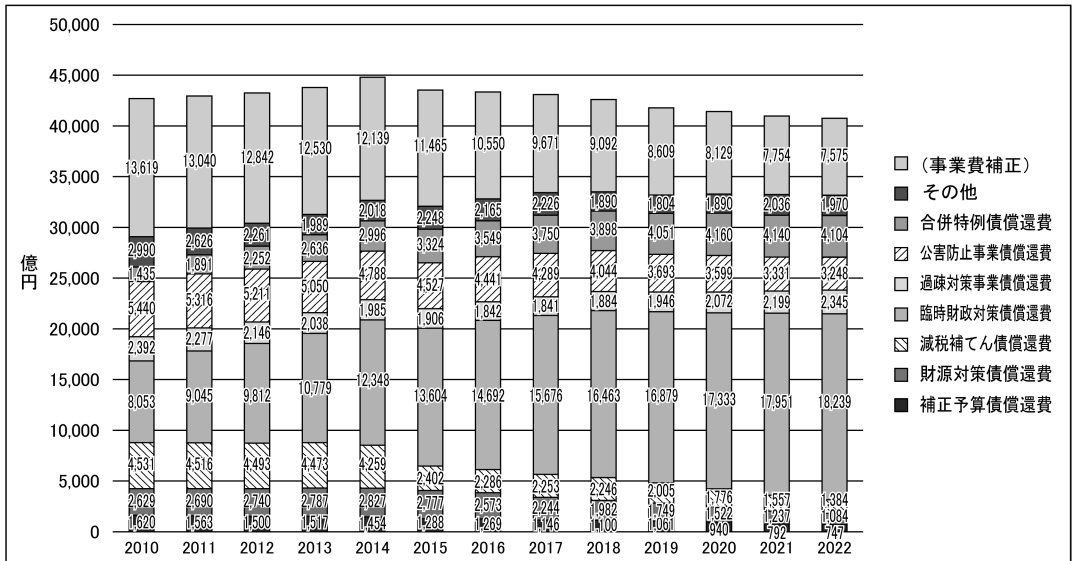
市町村では合併特例債償還費がピークを過ぎる一方、過疎対策事業債償還費は増加傾向にある。毎年度の地方債の発行計画を見積もる地方債計画では、同地方債は年々増加傾向にあり、ハード、ソフト分を含めて実際の発行額も伸びており、これが償還費に反映されている。

図表4-1 主な公債費項目の推移（道府県分・東京都除く）



(資料) 同上

図表4-2 主な公債費項目の推移（市町村分・総額 * 事業費補正含む）



(資料) 同上

(3) 包括算定経費の状況

包括算定経費は道府県分、市町村分ともに人口と面積を測定単位として算定され、前者は人口規模が小さい自治体の需要額を割り増す段階補正、後者は土地の利用形態に応じて補正する種別補正のみ適用される。算定される経費の内容は企画費、総務費などの経常経費と建設事業費が中心であり、面積を測定単位とするものは、ほぼ建設事業費である。

単位費用の算定基礎となる標準団体における経費は、全額一般財源を充当するものとして百万円単位で積算され（他の項目は千円単位）、この総額を標準団体の測定単位（道府県分：人口170万人、面積6,500km²、市町村分：人口10万人、面積210km²）で割ったものが単位費用となる。いずれも補正係数が一つであることから、その係数の変化が各自自治体の需要額に直接表れる⁽⁷⁾。

図表5-1・2は人口を測定単位とする項目の標準団体の経費総額を道府県分、市町村分についてみたものである。いずれも2020年度以降2年連続で増加していたが、今年度は道府県分が154億71百万円、市町村分が17億75百万円と前年度を下回った。

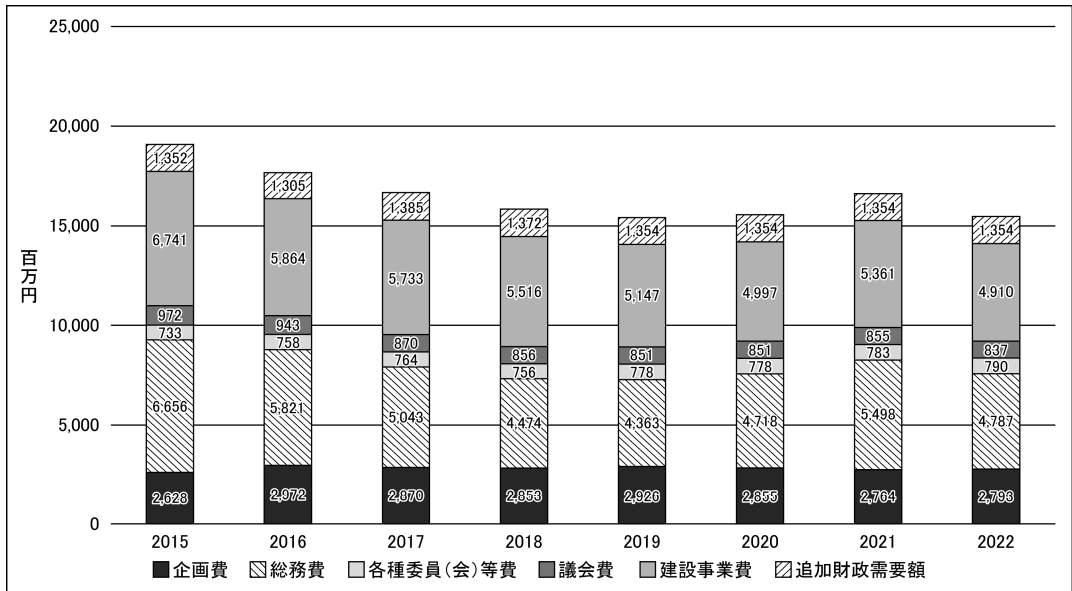
主要項目別に見ると道府県分、市町村分ともに総務費および建設事業費の減少幅が大きく、総務費の内訳をみると「その他経費」の減少が著しく、道府県分は前年度の11億13百万円から5億57百万円、市町村分は前年度の99百万円から37百万円となっている。総務費関連は前年度期末手当の減額調整分の削減が影響しているとみられるが、それが「その他経費」なのかは不明である。

建設事業費についても「その他の建設事業費」の減少が大きく、道府県分は前年度の53億61百万円から49億10百万円、市町村分は前年度の4億23百万円から3億97百万円へと減少している。

こうした包括算定経費の変動は、昨年 の 拙稿（自治総研2021年12月号81～82ページ）の分析結果で明らかなように、収入額（および留保財源）の増加と包括算定経費の動向には負の相関関係がみられる。今年度は昨年度に比べて収入額が大幅な増加見通しとなっており、これを受けて包括算定経費の標準団体経費も「その他」関連を中心に

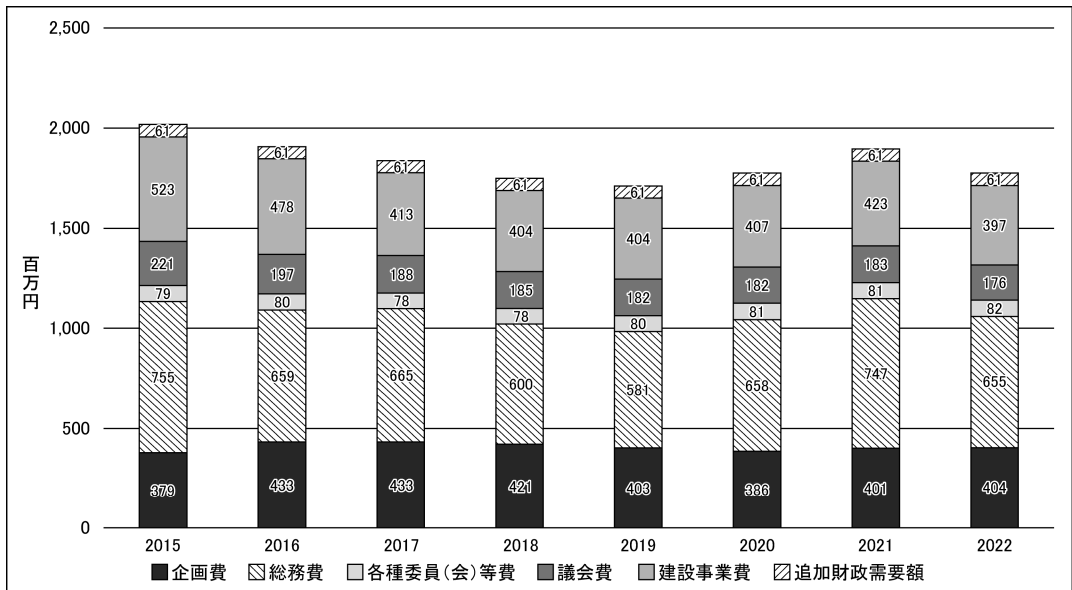
(7) 以上、説明文のため拙稿「自治総研」2021年12月号を引用

図表5-1 包括算定経費（道府県分・人口）の主な事業内訳の推移



(資料) 同上

図表5-2 包括算定経費（市町村分・人口）の主な事業内訳の推移



(資料) 同上

減少したと推察される⁽⁸⁾。

(8) (補足) 基準財政収入額と留保財源の関係について

以下の図は交付税算定における留保財源と需要額の関係を表したものである。なお、説明を簡略化するため特別交付税や財源超過額の仕組みは省略している。

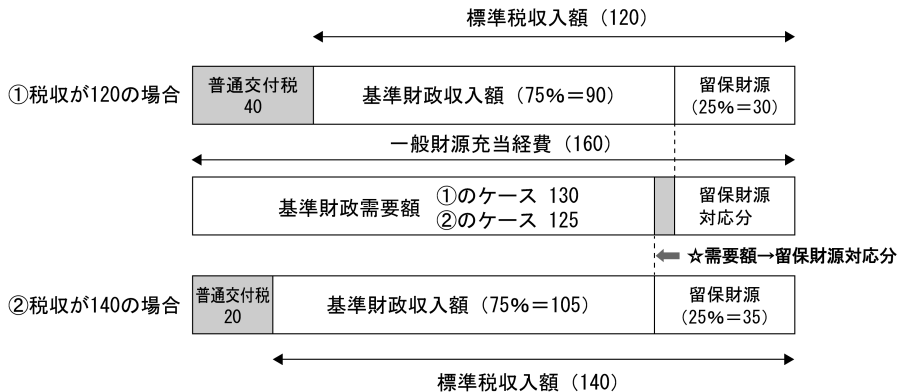
地財計画で保障する一般財源充当経費は、交付税算定では主に需要額と留保財源対応分(図中の一般財源充当経費160)に相当する。このうち需要額は項目ごとに厳密に計算して保障する部分、留保財源部分は財源保障の対象ではあるが具体的に算定しない経費部分である。さらに需要額は土木費や教育費などの個別算定経費と包括算定経費に分かれ、包括算定経費は個別算定経費ほど厳密に算定せずに総務費や建設事業費を概算で積算することから、財源保障の算定密度からすると個別算定経費と留保財源対応分の中間に位置する。

たとえば一般財源充当経費160を一定とした上で、①のケースと②のケースを想定する。まず①のケースは標準的な税収見込み(標準税収入額)が120である。収入額はその75%相当である90となり、残り30が留保財源となる。これを一般財源充当経費からみると、160のうち留保財源対応分の30を除く130を需要額で算定し、普通交付税は収入額90と需要額130の差額の40となる。

次に②のケースは、標準的な税収見込みが140に増加した場合である。収入額はその75%である105となり、残り35が留保財源となる。これを一般財源充当経費からみると160のうち留保財源対応分の35を除く125を需要額で算定し、普通交付税は収入額105と需要額125の差額の35となる。

ここで注意しなければならないのが、一般財源充当経費を所与とした場合、税収見込みが増加すると留保財源対応分の増加に応じて需要額を削らなければならないということである。実際に一般財源充当経費も変動する中で、留保財源の変動を需要額でどのように調整しているかは明らかにされていないが、いずれにしても教育や社会保障関連のように需要額としてきめ細かに保障すべき項目で調整することは財源保障上不適当である。したがって、考えられるのは比較的算定密度が低い項目、例えば包括算定経費などが対象になると推察される。事実、本文でも述べたように、昨年の拙稿で収入額と包括算定経費(人口)の相関を検証したところ、高い負の相関性が証明され、今年度の状況もこの関係に合致している。

この推察を前提にすると、今年度は大幅な税収見込みの回復にともない留保財源が増加したため、これを調整するために包括算定経費が大幅に削減された可能性が高い。



(4) 地方創生等臨時的経費の状況（市町村分）

地方創生等臨時的経費（地域の元気創造事業費、人口減少等特別対策事業費、地域社会再生事業費、地域デジタル社会推進費）の市町村団体別（特別区は都区合算の内特別区分）の需要額の算定結果をみてみよう。

図表6は地方創生関連経費（地域の元気創造事業費、人口減少等特別対策事業費）、地域社会再生事業費、地域デジタル社会推進費の算定結果を、団体別の構成比および個別算定経費（公債費を除く）に占める割合でみたものである。

◆ 団体別構成比

団体別の構成比の推移をみると、地方創生関連経費のうち地域の元気創造事業費は特別区、政令市で割合が漸増しており、一般市では漸減している。中核市・施行時特例市および町村については3カ年での一定の傾向はみられない。一方、人口減少等特別対策事業費については、経常態容補正のうち地方創生の成果へのシフトが都市部の算定に有利に働くところであるが、構成比では都市部が減少しており、一般市や町村では漸増傾向がみられる。

3年目を迎えた地域社会再生事業費は政令市、中核市・施行時特例市で漸増しており、一般市、町村では漸減している。

2年目となる地域デジタル社会推進費は一般市で前年度を上回り、町村で下回っているが、全般におおむね横ばいである。

◆ 個別算定経費に占める割合

個別算定経費に占める各臨時的経費の割合をみると、一般市、町村における割合は相対的に高く、図表右下の4項目合計でみると2022年度は特別区および政令市1.5%、中核市・施行時特例市3.5%、一般市5.7%、町村11.1%となっている。町村については人口減少等特別対策事業費が大きく寄与しており、2022年度は4.5%を占めている。

先ほど見た団体別構成比では町村の割合が漸減する項目がみられるが、個別算定経費に占める割合ではほぼ前年度並みとなっている。

各臨時的経費の単位費用はいずれも前年度と変わらないため、算定結果の変動は各種補正係数（段階補正、経常態容補正Ⅰ・Ⅱ）の見直しや測定単位（人口）の速報値から確定値への置き換えなどが影響しているものと推察される。たとえば、取組の必要度から取組の成果へと算定の比重をシフトさせている人口減少等特別対策事業費の補正係数についてみると以下のような見直しが講じられている。

【段階補正】

標準団体（10万人）未満で段階補正による割増補正がかかるが、この補正率は前年度を3年連続で上回っている。

【経常態容補正】

指標として用いる「人口増減率」「転入者人口比率」「転出者人口比率」「年少者人口比率」「若年者就業率」「女性就業率」「出生率」の年度更新、一人当たりの各産業の売上高を算出する際の国調人口の確定値への置き換えなどがある。いずれも算定式の係数も見直されており、各種指標の変化をある程度緩和しているものと推察される。

図表6 地方創生等臨時的経費の団体別の状況

(個別算定経費に占める各臨時的経費の割合)

		地方創生関連経費						地域社会再生事業費			地域デジタル社会推進費		2021年度 合計	2022年度 合計
		地域の元気創造事業費			人口減少等特別対策事業費			2020	2021	2022	2021	2022		
		2020	2021	2022	2020	2021	2022							
団体別 構成比	特別区	0.9%	1.0%	1.1%	3.0%	3.1%	3.0%	1.0%	1.0%	1.0%	2.7%	2.6%		
	政令市	8.2%	8.3%	8.5%	9.6%	9.5%	9.2%	5.3%	5.5%	5.6%	7.6%	7.6%		
	中核市・施行時特例市	17.4%	17.6%	17.5%	14.2%	13.8%	13.4%	11.7%	12.0%	12.1%	12.2%	12.2%		
	一般市	51.4%	51.3%	51.2%	45.0%	45.0%	45.2%	49.4%	49.2%	49.1%	41.8%	42.0%		
	町村	22.0%	21.7%	21.7%	28.2%	28.6%	29.3%	32.6%	32.3%	32.2%	35.7%	35.6%		
個別算定 経費に 占める 割合	特別区	0.2%	0.2%	0.2%	0.9%	0.9%	0.9%	0.2%	0.2%	0.1%	0.2%	0.2%	1.5%	1.5%
	政令市	0.4%	0.5%	0.5%	0.7%	0.7%	0.7%	0.2%	0.2%	0.2%	0.2%	0.2%	1.5%	1.5%
	中核市・施行時特例市	1.2%	1.2%	1.2%	1.4%	1.3%	1.3%	0.6%	0.6%	0.6%	0.4%	0.4%	3.5%	3.5%
	一般市	1.7%	1.8%	1.8%	2.2%	2.1%	2.1%	1.3%	1.2%	1.2%	0.6%	0.6%	5.7%	5.7%
	町村	2.4%	2.4%	2.4%	4.5%	4.3%	4.5%	2.7%	2.6%	2.6%	1.6%	1.6%	10.9%	11.1%

(資料) 総務省「基準財政需要額及び基準財政収入額の内訳」より作成

https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/c-zaisei/kouhu.html

4. 需要額の算定基礎の分析

次に需要額の算定基礎となる単位費用、測定単位、補正係数の動向についてみていこう。

(1) 単位費用

◆ 概況

図表7-1・2は公債費を除く項目別の単位費用と単位費用に含まれる給与費の前年度比較である。

単位費用が前年度を下回った項目数は、道府県分では38項目中28項目（前年度8項目）、市町村分では42項目中28項目（前年度6項目）と大幅に増えた。それぞれ個別の要因はあるものの、図表の「給与費の伸び率」のマイナス値が示すように単位費用に含まれる給与費の減少の影響が大きい。これは既述した前年度期末手当の減額調整にともない、給与費の統一単価が引き下げられたことによるものである。

図表9は給与費以外の主な増減要因である。昨年度は会計年度任用職員制度の平年度化による経費増が注目されたが、今年度は既述の通り、2021年経済対策にともなう保健師、介護士、保育士等の処遇改善の10月以降の交付税措置、国調人口の更新にともなう変動や児童福祉司や保健師の増員などが主なものである。

次に単位費用の算定基礎の見直しについてみていこう。

図表7-1 単位費用の状況（公債費除く・道府県分）

(円)

費目	測定単位	単位費用			給与費の伸び率	単位費用に占める給与費の割合	
		2021	2022	単位費用伸び率			
警察費	警察職員数	8,534,000	8,440,000	-1.1%	-1.0%	97.3%	
土木費	道路橋りょう費	道路の面積	136,000	135,000	-0.7%	-0.9%	10.1%
		道路の延長	1,958,000	1,950,000	-0.4%		
	河川費	河川の延長	187,000	184,000	-1.6%	-0.9%	26.8%
		係留施設の延長	29,000	28,900	-0.3%	-0.9%	58.9%
	港湾費（港湾）	係留施設の延長	10,200	10,200	0.0%	-1.2%	62.6%
		外郭施設の延長	5,640	5,460	-3.2%		
	その他の土木費	人口	1,250	1,240	-0.8%	-0.9%	51.5%
教育費	小学校費	教職員数	6,040,000	6,041,000	0.0%	0.1%	98.4%
	中学校費	教職員数	6,089,000	5,943,000	-2.4%	-2.4%	98.3%
	高等学校費	教職員数	6,708,000	6,666,000	-0.6%	-0.6%	98.7%
		生徒数	59,500	59,300	-0.3%	0.3%	21.4%
	特別支援学校費	教職員数	5,830,000	5,597,000	-4.0%	-4.0%	98.3%
		学級数	2,207,000	2,198,000	-0.4%	-0.9%	31.8%
	その他の教育費	人口	3,360	3,380	0.6%	-0.5%	30.1%
厚生労働費	生活保護費	町村部人口	9,480	9,440	-0.4%	-0.8%	15.4%
		人口	19,400	19,700	1.5%	3.2%	5.1%
	衛生費	人口	15,300	14,900	-2.6%	-0.4%	12.6%
	高齢者保健福祉費	65歳以上人口	58,300	55,700	-4.5%	-6.4%	0.7%
		75歳以上人口	100,000	91,800	-8.2%		
	労働費	人口	440	427	-3.0%	-0.6%	75.6%
	産業経済費	農業行政費	農家数	116,000	115,000	-0.9%	-0.9%
林野行政費		公有以外の林野の面積	5,300	5,220	-1.5%	-0.2%	43.3%
		公有林野の面積	15,400	15,400	0.0%	-0.6%	2.0%
水産行政費		水産業者数	360,000	358,000	-0.6%	-0.7%	64.2%
商工行政費		人口	2,070	2,010	-2.9%	-0.8%	24.1%
総務費	徴税費	世帯数	5,980	5,700	-4.7%	-6.2%	30.2%
	恩給費	恩給受給権者数	879,000	854,000	-2.8%		
	地域振興費	人口	554	536	-3.2%	0.0%	10.4%
地域の元気創造事業費	人口	950	950	0.0%			
人口減少等特別対策事業費	人口	1,700	1,700	0.0%			
地域社会再生事業費	人口	1,950	1,950	0.0%			
地域デジタル社会推進費	人口	520	520	0.0%			
包括算定経費	人口	9,770	9,100	-6.9%			
	面積	1,132,000	1,093,000	-3.4%			

(資料) 地方財務協会「地方財政」2022年5月号より作成

(注) 網掛けは前年度を下回る数値

(*1) 高等専門学校及び大学の学生数

(*2) 私立の学校の幼児、児童及び生徒の数

図表7-2 単位費用の状況（公債費除く・市町村分）

(円)

費目	測定単位	単位費用			給与費の伸び率	単位費用に占める給与費の割合	
		2021	2022	単位費用伸び率			
消 防 費	人口	11,700	11,500	-1.7%	-1.8%	79.3%	
土 木 費	道路橋りょう費	道路の面積	71,700	71,300	-0.6%	-2.2%	20.0%
		道路の延長	191,000	190,000	-0.5%		
	港湾費（港湾）	係留施設の延長	28,200	28,000	-0.7%	-2.2%	56.4%
		外郭施設の延長	5,640	5,460	-3.2%		
	港湾費（漁港）	係留施設の延長	10,200	10,000	-2.0%	-2.3%	61.4%
		外郭施設の延長	3,710	3,550	-4.3%		
	都市計画費	計画区域人口	994	968	-2.6%	-2.2%	73.1%
	公園費	人口	534	528	-1.1%	-2.2%	49.4%
		都市公園の面積	37,000	37,000	0.0%		
	下水道費	人口	99	101	2.0%		
その他の土木費	人口	1,430	1,380	-3.5%	-2.1%	66.1%	
教 育 費	小学校費	児童数	44,500	45,000	1.1%		
		学級数	912,000	893,000	-2.1%	-2.1%	31.7%
		学校数	10,862,000	11,573,000	6.5%	13.2%	50.0%
	中学校費	生徒数	42,300	42,000	-0.7%		
		学級数	1,129,000	1,113,000	-1.4%	-2.1%	30.5%
		学校数	9,752,000	10,148,000	4.1%	9.7%	44.0%
	高等学校費	教職員数	6,641,000	6,545,000	-1.4%	-1.5%	98.8%
		生徒数	76,300	75,700	-0.8%	-0.8%	18.1%
	その他の教育費	人口	5,740	5,640	-1.7%	-2.3%	52.6%
		幼稚園等就学前子ども数*1	674,000	715,000	6.1%		
厚 生 費	生活保護費	市部人口	9,430	9,450	0.2%	0.6%	20.4%
	社会福祉費	人口	27,600	27,700	0.4%	-2.1%	5.2%
	保健衛生費	人口	8,210	8,310	1.2%	-2.2%	16.9%
		高齢者保健福祉費	65歳以上人口	73,400	69,800	-4.9%	-8.5%
		75歳以上人口	87,400	80,500	-7.9%		
	清掃費	人口	5,170	5,020	-2.9%	-2.4%	20.8%
産 業 経 済 費	農業行政費	農家数	93,800	90,500	-3.5%	-2.8%	55.3%
	林野水産行政費	林水産業従業者	401,000	471,000	17.5%	7.7%	10.8%
	商工行政費	人口	1,390	1,350	-2.9%	-2.2%	49.0%
総 務 費	徴税費	世帯数	4,310	4,150	-3.7%	-7.5%	64.8%
	戸籍住民基本台帳費	戸籍数	1,160	1,120	-3.4%	-3.4%	86.4%
		世帯数	2,190	2,010	-8.2%	-8.1%	70.2%
	地域振興費	人口	1,770	1,740	-1.7%	-2.1%	21.5%
面積		1,037,000	1,025,000	-1.2%	-2.3%	22.2%	
地域の元気創造事業費	人口	2,530	2,530	0.0%			
人口減少等特別対策事業費	人口	3,400	3,400	0.0%			
地域社会再生事業費	人口	1,950	1,950	0.0%			
地域デジタル社会推進費	人口	760	760	0.0%			
包括算定経費	人口	19,000	17,700	-6.8%			
	面積	2,279,000	2,210,000	-3.0%			

(資料) 同上

(注) 網掛けは前年度を下回る数値

(*1) 幼稚園及び幼保連携型認定こども園の小学校就学前子どもの数

◆ 給与費の統一単価（一般職員分）

需要額の単位費用では標準団体における職員数とその構成を項目ごとに設定し、これに給与の統一単価を乗じて人件費を算定している。項目ごとの職員配置は部・課長、職員A（経験年数の長い給与費の高い職員）、職員B（経験年数の浅い給与費の低い職員）の4つの区分からなり、それぞれの給与単価が設定される。

図表8は一般職員分の職員給与単価の状況である。

道府県分、市町村分を通じて前年度期末手当の減額調整の関係で期末勤勉手当が大幅に減少しており、給与単価の一時的な減少要因となっている。そのほかでは市町村分の本俸や退職手当、共済組合負担金などが前年度を下回っており、職員構成の若返りの進展の影響が推察される。算定上は人件費分が大きく縮小したようにみえるが、実質的には大きな変動はなかった。

図表8 職員の給与費単価（一般職員分）

(円)

		本俸	扶養手当	管理職手当 又は 時間外手当	管理職特別 勤務手当	期末勤勉 手当	退職手当	基金負担金	共済組合 負担金	通勤手当	住居手当	合計	給与単価 (千円)	
2021	道府県分	部長職	5,091,600	111,340	1,250,400	15,000	2,772,840	683,800	10,280	1,971,900	138,320	47,470	12,092,950	12,090
		課長職	4,558,800	111,340	872,400	12,800	1,980,960	612,250	8,420	1,669,940	138,320	47,470	10,012,700	10,010
		職員A	4,026,000	111,340	281,820		1,754,260	540,690	6,930	1,475,720	138,320	47,470	8,382,550	8,380
	市町村分	職員B	2,612,400	111,340	182,870		1,007,780	350,850	4,470	932,770	138,320	47,470	5,388,270	5,390
		部長職	4,675,200	102,900	986,400	12,800	2,027,370	738,210	9,800	1,671,080	66,970	33,250	10,323,980	10,320
		課長職	4,268,400	102,900	747,600	10,500	1,775,310	673,980	8,690	1,511,960	66,970	33,250	9,199,560	9,200
2022	道府県分	職員A	3,930,000	102,900	275,100		1,710,290	620,550	7,590	1,407,680	66,970	33,250	8,154,330	8,150
		職員B	2,548,800	102,900	178,420		981,130	402,460	4,850	892,020	66,970	33,250	5,210,800	5,210
		部長職	5,092,800	111,340	1,250,400	15,000	2,608,220	700,260	10,100	1,979,290	138,130	48,220	11,953,760	11,950
	市町村分	課長職	4,558,800	111,340	872,400	12,800	1,862,910	626,840	8,290	1,679,690	138,130	48,220	9,919,420	9,920
		職員A	4,026,000	111,340	281,820		1,635,290	553,580	6,800	1,481,480	138,130	48,220	8,282,660	8,280
		職員B	2,613,600	111,340	182,950		948,160	359,370	4,410	939,690	138,130	48,220	5,345,870	5,350
増減	道府県分	部長職	4,647,600	102,900	986,400	12,800	1,895,180	704,580	9,530	1,650,640	66,880	33,780	10,110,290	10,110
		課長職	4,242,000	102,900	747,600	10,500	1,659,110	643,090	8,440	1,493,480	66,880	33,780	9,007,780	9,010
		職員A	3,907,200	102,900	273,500		1,584,960	592,330	7,340	1,387,810	66,880	33,780	7,956,700	7,960
市町村分	職員B	2,532,000	102,900	177,240		916,640	383,850	4,710	881,280	66,880	33,780	5,099,280	5,100	
	部長職	1,200	0	0	0	-164,620	16,460	-180	7,390	-190	750	-139,190	-140	
	課長職	0	0	0	0	-118,050	14,590	-130	9,750	-190	750	-93,280	-90	
増減	道府県分	職員A	0	0	0	0	-118,970	12,890	-130	5,760	-190	750	-99,890	-100
		職員B	1,200	0	80	0	-59,620	8,520	-60	6,920	-190	750	-42,400	-40
		部長職	-27,600	0	0	0	-132,190	-33,630	-270	-20,440	-90	530	-213,690	-210
	市町村分	課長職	-26,400	0	0	0	-116,200	-30,890	-250	-18,480	-90	530	-191,780	-190
		職員A	-22,800	0	-1,600	0	-125,330	-28,220	-250	-19,870	-90	530	-197,630	-190
		職員B	-16,800	0	-1,180	0	-64,490	-18,610	-140	-10,740	-90	530	-111,520	-110

(資料) 同上

図表9は単位費用の主な見直し要因である。なお、処遇改善関連の項目は表中の下線部分に該当する。下記ではその他の内容について解説する。

◆ 単位費用の主な見直し — 道府県分

道府県分では教育費や厚生労働費関連の標準団体における人員の増減が中心である。

小学校費については35人学級への段階的移行にともなう教職員の増員、中学校は標準団体の生徒数の減少にともなう減員となっている。また、特別支援学校費では知的障がい者、肢体不自由者、病弱者に対する教育を行う学校の標準団体教職員（区分Ⅲの義務制）を845人から855人に増員している。

社会福祉費、衛生費では標準団体における児童福祉司、児童心理司、感染症対応業務に従事する保健師の増員などが反映されている。児童福祉司については標準団体における児童福祉司の人数を70人から78人に増員しており、児童心理司は現業員等という項目で145人から148人に増員している。衛生費では標準団体における保健所の人員（職員B）を187人から193人に増員している。

高齢者保健福祉費については2020年国調人口への更新にともない、標準団体の65歳以上人口が50万人から53万人、75歳以上人口が29万人から32万人に引き上げられた。単位費用の算定は標準団体における一般財源充当経費を積算し、これを当該項目の測定単位で除して単位費用を決定するため、測定単位の引き上げは単位費用を引き下げる要因となるが、他の条件を一定とすれば実質的な財源保障に影響はない⁽⁹⁾。

林野行政費では林業普及指導に関する職員（職員B）を28人から29人に増員している。

徴税费では2020年国調人口への更新にともない、世帯数が71万から75万に引き上げられた。このほか例年と同様であるが地方税共通納税システムの経費拡充がある。

地域振興費では特別交付税で算定されていた「地方創生の推進に要する経費」が一部移行しており、同経費の内訳にある「地方創生のための取り組みに要する経費」の増額がはかられている。地財計画では地方創生枠としてまち・ひと・しごと創生事業費1兆円が計上され、そのうち100億円が特別交付税で算定されているが、その一部が地域振興費へと移転することは、事実上臨時的経費から経常経費へ転化されているとみなすことができ、拙著でしばしば指摘してきた臨時的項目の経常経費化の実例として注目に値する。

単位費用としては前年度を下回っており、これは過去の公共事業の起債（地方総

(9) 例えば65歳以上人口の項目では2022年度の一般財源充当経費の総額は294億9,610万7千円で、これを53万人で除すると55,700円となる。2021年度の総額は291億4,675万5千円と2022年度を下回っているが、65歳以上人口は50万人であるため、単位費用にすると58,300円と上回る。各自治体の需要額の基本は単位費用と測定単位の積であるため、高齢者人口の増加に応じて経費は従来通り算定される

合整備事業債等)の元利償還費の減少によるものである。

◆ 単位費用の主な見直し — 市町村分

市町村分についても教育費、厚生費を中心とする経費の拡充が中心で、おおむね道府県分と共通した見直しである。

そのほかでは、生活保護費については標準団体の現業員(ケースワーカー)の職員Bを23人から24人に増員、林野水産行政費では森林環境譲与税の増額にともなう経費が追加されている。

また、国調人口の更新にともなう単位費用の見直しは、高齢者保健福祉費、徴税費、戸籍住民基本台帳費で行われている。

地域振興費ではコミュニティ関連の経費が充実したものの、その他の地域資源活用事業費やひとづくり事業費などが削減されたため、単位費用ベースでは減少している。

図表9 単位費用の主な増減理由

		主 内 容
道 府 県 分	警察費（警察職員数）	手数料等の見直し
	小・中学校費（教職員数）	小学校費：標準団体職員数（教職員）の増員 中学校費：同減員
	特別支援学校費（教職員数）	標準団体職員数（教職員）の増員
	その他の教育費（人口）	幼稚園教諭処遇改善事業分
	生活保護費（町村部人口）	扶助単価等の改定
	社会福祉費（人口）	「令和4年度における児童福祉司等の配置目標について」にもとづく標準団体職員数（児童福祉司・児童心理司）の増員、障がい者福祉職員等処遇改善事業分、保育士処遇改善事業分
	衛生費（人口）	感染症対応業務に従事する保健師の増員、未就学児に係る国民健康保険料等の被保険者均等割の減額措置に要する経費の措置、看護師等処遇改善事業分
	高齢者保健福祉費（65歳以上人口）	2020年国勢調査人口への更新にともなう標準団体規模の見直し、 <u>介護士等処遇改善事業分</u>
	高齢者保健福祉費（75歳以上人口）	2020年国勢調査人口への更新にともなう標準団体規模の見直し
	林野行政費（公有以外の林野の面積）	標準団体職員数の増員
	水産行政費（水産業者数）	海区漁業調整委員数の増員
	徴税费（世帯数）	2020年国勢調査人口への更新にともなう標準団体規模の見直し、地方税共通納税システムの対象税目拡大に関するシステム改修費等の経費措置
	地域振興費（人口）	特別交付税で算定されていた「地方創生の推進に要する経費」の一部移行
	包括算定経費（人口）	事業者・住民の脱炭素化に関する活動促進の経費措置
市 町 村 分	小学校費（児童数）	2021年関連法改正による学級当たりの児童数見直し
	小・中学校費（学校数）	特別支援教育支援員の経費拡充
	その他の教育費（人口）	幼稚園教諭処遇改善事業分
	その他の教育費（幼稚園等就学前子ども数）*1	幼稚園教諭処遇改善事業分、特別支援教育支援員の経費拡充
	生活保護費（市部人口）	扶助単価等の改定、標準団体職員数の増員（職員B）
	社会福祉費（人口）	障がい者福祉職員等処遇改善事業分、保育士処遇改善事業分
	保健衛生費（人口）	HPVワクチンの対応経費、未就学児に係る国民健康保険料等の被保険者均等割の減額措置に要する経費の措置、看護師等処遇改善事業分
	高齢者保健福祉費（65歳以上人口）	2020年国勢調査人口への更新にともなう標準団体規模の見直し、 <u>介護士等処遇改善事業分</u>
	高齢者保健福祉費（75歳以上人口）	2020年国勢調査人口への更新にともなう標準団体規模の見直し
	農業行政費（農家数）	農地利用最適化推進委員数の減員
	林野水産行政費（林業及び水産業者の従業者数）	2020年国勢調査人口への更新にともなう標準団体規模の見直し、森林環境譲与税の譲与額増額にともなう経費の増額
	徴税费（世帯数）	2020年国勢調査人口への更新にともなう標準団体規模の見直し、地方税共通納税システムの対象税目拡大に関するシステム改修費等の経費措置
	戸籍住民基本台帳費（世帯数）	2020年国勢調査人口への更新にともなう標準団体規模の見直し
	地域振興費（人口）	住民活動支援事業に要する経費の拡充、住民共助による見守り・交流の場や居場所づくり等への支援経費の拡充
包括算定経費（人口）	事業者・住民の脱炭素化に関する活動促進の経費措置	

（資料） 同上および前掲「制度解説（単位費用編）」より作成

（*1） 幼稚園及び幼保連携型認定こども園の小学校就学前子どもの数

(2) 測定単位の状況

今年度は2020年国調人口の速報値から確定値への置き換え（人口）、2015年国調から2020年国調への更新（高齢者人口、林業水産業者数、世帯数）が重要な見直しである。また、毎年度の学校基本調査にもとづく教育費関連の測定単位も少子化傾向のなかで減少傾向が続いている。

図表10は道府県分、市町村分の測定単位の伸び率を試算したものである。

道府県分（東京都除く）では人口および高等学校教職員数などの教育費関連の一部の減少が中心で、市町村分に比べて減少項目が少ない。

一方、市町村分についても人口および教育費関連の測定単位の減少が中心であり、団体別にみても同じような減少傾向がみられ、大都市で計画区域人口や中学校生徒数などで増加傾向があるものの、全般的には人口減少社会の様相を呈している。

国調人口の速報値から確定値への置き換えの変動幅は小さいので、需要額への影響は全体としては限定的なものと推察されるが、市町村分では公債費を除く需要額のなかで測定単位を人口とする割合は8割弱を占めていることから、自治体間で算定結果への影響には差が生じる可能性もある。

図表10 測定単位の前年度比伸び率（道府県分・市町村分）

道府県分（東京都除く）			市町村分						
	単位	前年度比 伸び率		単位	市町村	大都市	中核市・ 施行時特 例市	都市	町村
人 口	人	-0.06%	人 口	人	-0.06%	-0.07%	-0.05%	-0.07%	-0.06%
警察職員数	人	0.04%	65歳以上人口	人	5.57%	4.77%	6.09%	5.96%	4.81%
道 路	面積	km ²	75歳以上人口	人	13.13%	15.56%	16.48%	11.98%	5.42%
	延長	km	市部人口	人	-0.06%	-0.07%	-0.05%	-0.07%	-0.05%
河川の延長	km	0.00%	計画区域人口	人	-0.22%	2.11%	-0.65%	-1.33%	-2.80%
港湾	係留	m	道 路	面積	km ²	0.34%	0.26%	0.43%	0.34%
	外郭	m		延長	km	0.12%	0.18%	0.18%	0.10%
漁 港	係留	m	港湾	係留	m	-0.45%	-0.05%	-0.27%	-0.40%
	外郭	m		外郭	m	0.13%	0.28%	0.20%	0.46%
小学校費	教職員数	人	漁 港	係留	m	0.20%	-0.31%	0.56%	0.12%
中学校費	教職員数	人		外郭	m	0.19%	0.19%	1.54%	0.08%
高等学校費	教職員数	人	小学校費	児童数	人	-1.03%	-0.19%	-1.18%	-1.38%
	生徒数	人		学級数	学級	1.22%	2.05%	1.41%	0.97%
特別支援 学校費	教職員数	人		学校数	箇所	-0.82%	-0.35%	-0.56%	-0.86%
その他の 教育費	公立大学等 学生数	人	中学校費	生徒数	人	-0.74%	0.16%	-0.82%	-1.11%
	私立学校等 生徒数	人		学級数	学級	0.33%	0.59%	0.44%	0.18%
町村部人口	人	-0.06%	高等学校費	学校数	箇所	-0.51%	0.06%	-0.17%	-0.67%
公有地以外の林野の 面積	ha	0.00%		教職員数	人	-11.02%	-17.16%	-0.63%	-1.34%
公有林野の面積	ha	0.00%	生徒数	人	-11.04%	-16.59%	-1.75%	-1.34%	-4.68%
水産業者数	人	0.00%	幼稚園等の子ども数 (幼稚園児数)	人	-12.40%	-11.90%	-11.78%	-13.01%	-11.80%
恩給受給権者数	人	-15.73%	農家数	戸	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%
			世帯数	世帯	4.44%	6.73%	4.05%	3.37%	1.21%
			戸籍数	戸籍	-0.25%	0.10%	-0.03%	-0.42%	-0.90%
			面積（地域振興費）	km ²	0.06%	0.12%	0.09%	0.06%	0.03%
			面積（包括算定経費）		-0.05%	-0.01%	-0.10%	-0.07%	-0.03%
			都市公園面積		1.22%	0.50%	0.48%	1.71%	1.95%

（資料） 前掲「計数資料」より作成

（注） 網掛けは前年度を下回る数値

(3) 補正係数の分析

◆ 項目別の補正率の動向

地方交付税法では、需要額の項目ごとに適用すべき補正係数の種類を規定しており、複数の補正係数を連乗加算して最終補正係数を算出し、これを測定単位に乗じて、補正後の測定単位と単位費用を掛け合わせて需要額を算出している。したがって、補正前と補正後の測定単位の比率は、項目ごとの割増しや割落し率を意味する。本稿ではこれを補正率と呼ぶこととする。

図表11は2020年度から2022年度にかけての市町村分の項目別補正率の状況である。3年間を比較するのは各年度の国調人口の変化にともなう補正係数との相関、および包括算定経費に代表されるように、この間の留保財源の変動にともなう単位費用の増減と補正係数との相関の可能性をみるためである。

まず、市の算定をみると国調人口の速報値に置き換えられた2021年度は、人口を測定単位とする複数の項目で前年度を上回る補正率がみられ、臨時的項目についても地域の元気創造事業費や地域社会再生事業費で伸びている。確定値に更新された2022年度も前年度を上回る補正率となった項目が多く、人口や教育関連項目の測定単位の減少による需要額への影響を補正係数によって減殺している可能性が考えられる。

一方、町村の算定をみると2021年度、2022年度とも市の算定以上に前年度を上回る補正率の項目が多く、2021年度を下回る項目でも2020年度水準と比較すると大幅に上回っているものが散見される。また、町村の特徴として包括算定経費（人口）補正率も2年連続で上昇しており、とりわけ2022年度は単位費用の大幅な減少にとともなう町村への影響を緩和する役割を果たしたとみることができる。

図表11 項目別の補正率（補正後測定単位／補正前測定単位）の状況

	測定単位	市			町村		
		2020	2021	2022	2020	2021	2022
消防費	人口	1.103	1.101	1.095	1.696	1.839	1.933
道路橋りょう費	道路の面積	1.363	1.361	1.381	1.445	1.439	1.450
	道路の延長	2.456	2.383	2.252	1.242	1.207	1.156
港湾費（港湾）	係留施設の延長	1.034	1.033	1.033	1.008	1.008	1.008
	外郭施設の延長	1.736	1.727	1.713	1.147	1.137	1.123
港湾費（漁港）	係留施設の延長	1.005	1.005	1.005	1.001	1.001	1.001
	外郭施設の延長	1.226	1.219	1.212	1.180	1.175	1.169
都市計画費	都市計画区域における人口	1.551	1.541	1.536	1.012	1.013	1.014
公園費	人口	1.282	1.259	1.235	1.069	1.045	1.025
	都市公園の面積	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000
下水道費	人口	49.901	48.906	48.454	93.116	93.668	91.271
その他の土木費	人口	1.063	1.088	1.109	1.478	1.704	1.714
小学校費	児童数	1.081	1.087	1.090	1.519	1.543	1.564
	学級数	1.251	1.225	1.226	1.376	1.335	1.334
	学校数	1.031	1.029	1.028	1.064	1.060	1.063
中学校費	生徒数	1.064	1.066	1.071	1.541	1.568	1.594
	学級数	1.276	1.243	1.249	1.484	1.436	1.427
	学校数	1.016	1.017	1.017	1.044	1.039	1.041
高等学校費	教職員数	1.068	1.066	1.060	1.014	1.120	1.014
	生徒数	1.096	1.085	1.089	1.358	1.326	1.369
その他の教育費	人口	2.528	2.518	2.548	1.956	2.000	1.978
	幼稚園の幼児数	1.039	1.034	1.048	1.040	1.018	1.027
生活保護費	市部人口	1.018	1.006	1.005	0.769	0.778	0.766
社会福祉費	人口	1.003	1.000	1.010	1.194	1.219	1.217
保健衛生費	人口	1.657	1.637	1.628	2.389	2.441	2.430
高齢者保健福祉費	65歳以上人口	0.982	0.980	0.973	1.236	1.223	1.187
	75歳以上人口	1.026	1.054	1.005	1.017	1.029	1.011
清掃費	人口	1.368	1.384	1.378	1.270	1.268	1.274
農業行政費	農家数	1.106	1.313	1.254	1.608	1.824	1.758
林野水産行政費	林業、水産業の従業者数	1.351	1.335	1.386	1.546	1.525	1.526
商工行政費	人口	1.153	1.151	1.147	1.736	1.972	1.961
徴税費	世帯数	0.853	0.836	0.827	2.179	2.296	2.351
戸籍住民基本台帳費	戸籍数	0.970	0.966	0.966	1.341	1.330	1.349
	世帯数	0.910	0.910	0.900	2.012	2.060	2.114
地域振興費	人口	6.516	6.720	6.612	8.208	9.461	9.383
	面積	1.976	1.953	1.967	1.016	1.016	1.023
地域の元気創造事業費	人口	0.716	0.780	0.782	2.152	2.402	2.402
人口減少等特別対策事業費	人口	0.727	0.724	0.719	3.032	3.223	3.300
地域社会再生事業費	人口	0.623	0.628	0.629	3.212	3.324	3.318
地域デジタル社会推進費	人口	—	0.876	0.879	—	5.403	5.382
包括算定経費	人口	0.847	0.838	0.838	1.764	1.854	1.862
	面積	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000

（資料） 同上

（注） 網掛けは補正率が前年度を上回る数値

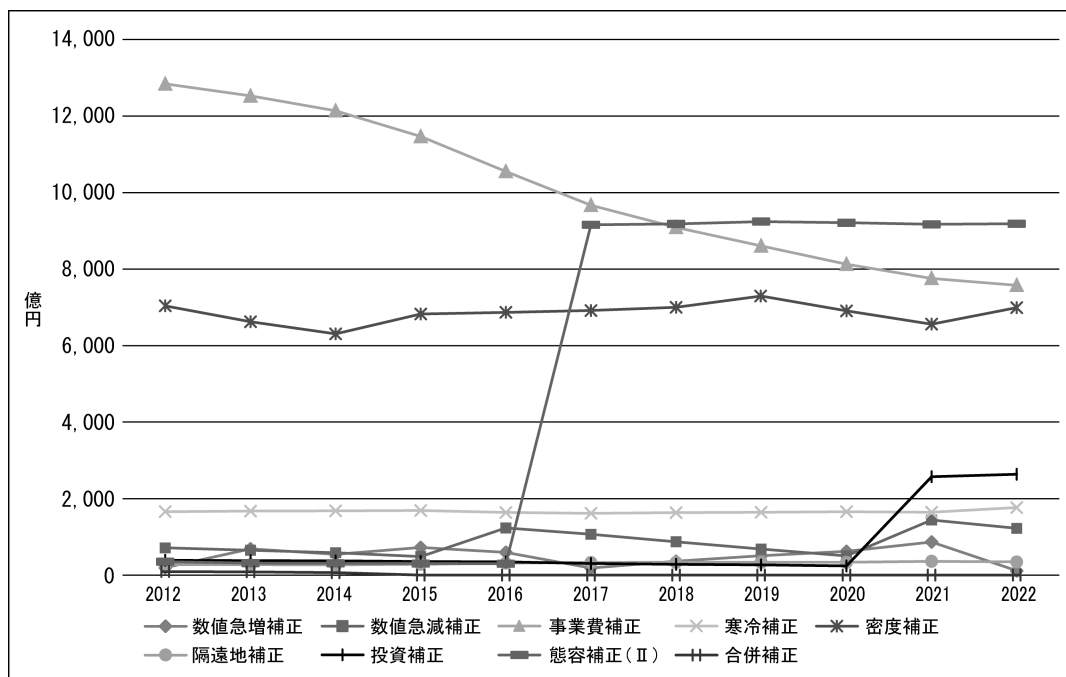
◆ 補正係数の動向

各補正係数が補正率にどの程度の影響を与えているか、連乗加算される係数のうち加算分の割増効果についてみてみよう。関係資料では需要額全体のうち加算分の補正係数ごとの加算額が記載されており、このデータの推移をみる。

図表12は、補正係数の需要額への加算額の状況を過去10年間にわたりみたものである。主な傾向や特徴的な点は以下の通りである。

- ・ 事業費補正 : 過去10年間では公債費の交付税措置の一つである事業費補正が引き続き減少傾向となっており、土木費関連の各項目や地域振興費等の補正率の低下の要因となっている。
- ・ 態容補正（Ⅱ） : 都市化の程度や行政権能等の状況を反映する態容補正は、2017年度に義務教育教職員の給与負担等の権限が道府県から政令市に移譲され、小・中学校費で補正係数を加えたことから、急上昇したが、その後は横ばいである。
- ・ 密度補正 : 人口や行政サービス利用者等の密度の違いによる費用の多寡を反映する密度補正は、6,000億円から8,000億円の間で推移しているが、2022年度は前年度を上回る水準となっている。要因の特定はできないが、社会福祉費における幼児教育・保育の無償化にともなう施設運営費の単価を引き上げたことなどが要因の一つと推察される。
- ・ 投資補正 : 社会資本インフラや公共施設の整備の必要性を補正する投資補正は、2021年度から2022年度にかけてほぼ横ばいである。
- ・ 数値急減補正 : 国調人口等の更新にともなう需要額の変動を緩和する数値急減補正は、更新時期に高い係数をかけ、5年間で本来の算定水準に収れんする。そのため、2016年度、2021年度に上昇し、その後低下する傾向をたどる。
- ・ 寒冷補正 : 寒冷や積雪の程度による行政経費の差を補正する寒冷補正は、既述のように積雪度の級地の見直しが行われたことから、2022年度は前年度を上回っている。

図表12 補正係数（加算項目）による需要加算額の推移



(資料) 同上

◆ 段階補正の上限値の動向

人口規模に応じた行政コストの多寡を補正する段階補正は、小規模自治体ほど割高なコストになるため、割増補正がかかるようになっている。同補正は加算項目ではないため、需要額の増額効果を直接みることはできないが、需要項目によってその上限値が設定されており、これに注目することで各年度の割増効果を推測することができる。

図表13は段階補正が適用されている市町村分の項目の上限値について、過去10年間の推移をみたものである。

2022年度は昨年度ほどではないものの、7項目で前年度の上限値を上回っており、測定単位の改定に合わせて主要項目の割増率をさらに引き上げ、小都市以下の自治体の需要額への影響を緩和したと推察される。また、留保財源に対応して単位費用が抑制される傾向に対しても、上限値の引き上げが寄与している可能性も推察される。

過去10年でみると消防費、その他の土木費、商工行政費、徴税费、戸籍住民基本

図表13 段階補正の上限値の推移

	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022
消費費（人口）	2.065	2.105	2.100	2.095	2.110	2.120	2.120	2.105	2.115	2.735	2.890
その他の土木費（人口）	1.650	1.630	1.845	1.925	1.935	1.880	1.940	2.005	2.045	2.990	3.015
その他の教育費（人口）	2.160	2.150	2.250	2.210	2.205	2.190	2.210	2.205	2.130	2.145	2.110
社会福祉費（人口）	1.565	1.540	1.540	1.350	1.330	1.325	1.325	1.420	1.395	1.395	1.405
保健衛生費（人口）	3.115	2.990	2.960	2.865	2.875	2.860	2.895	2.880	2.900	2.960	3.035
高齢者保健福祉費（65歳以上人口）	1.796	1.758	1.744	1.734	1.702	1.651	1.718	1.685	1.657	1.635	1.586
農業行政費（農家数）	2.383	2.383	2.383	2.383	2.383	2.383	2.383	2.383	2.383	2.860	2.860
商工行政費（人口）	2.427	2.420	2.645	2.660	2.740	2.830	2.715	2.710	2.705	3.565	3.535
徴税費（人口）	3.180	3.280	3.500	3.540	3.600	3.670	3.660	3.750	3.810	4.380	4.625
戸籍住民基本台帳費（戸籍数）	1.470	1.490	1.519	1.591	1.578	1.551	1.508	1.508	1.521	1.599	1.609
戸籍住民基本台帳費（世帯数）	2.260	2.380	2.440	2.420	2.380	2.440	2.440	3.470	3.470	3.630	3.834
地域の元気創造事業費（人口）			15.000	15.000	15.000	15.000	15.000	15.000	15.000	15.000	15.000
人口減少等特別対策事業費（人口）				15.000	15.000	15.000	15.000	15.000	15.000	15.000	15.000
地域社会再生事業費（人口）									10.000	10.000	10.000
包括算定経費（人口）	15.000	15.000	15.000	15.000	15.000	15.000	15.000	15.000	15.000	15.000	15.000

（資料） 市町村の普通交付税算出資料より作成（かっこ内は測定単位）

（注1） このほか生活保護費、地域振興費（人口）、地域デジタル社会推進費は上限なし

（注2） 網掛けは前年度を上回る数値

台帳費などの上限値は大幅に上昇している。

段階補正は、かつて2002～2004年度にかけて、行政効率のよい上位3分の2の決算をもとに約2,000億円程度が縮減されたが、その後、2010年度にはその3分の1程度が復元された。近年の上限値の動向はさらに復元が図られたとみることもできるが、人口減少局面における財源保障の対応としては復元か否かにかかわらず、必要な見直しといえるだろう。

5. 算定結果の分析 — 都道府県・市町村団体別

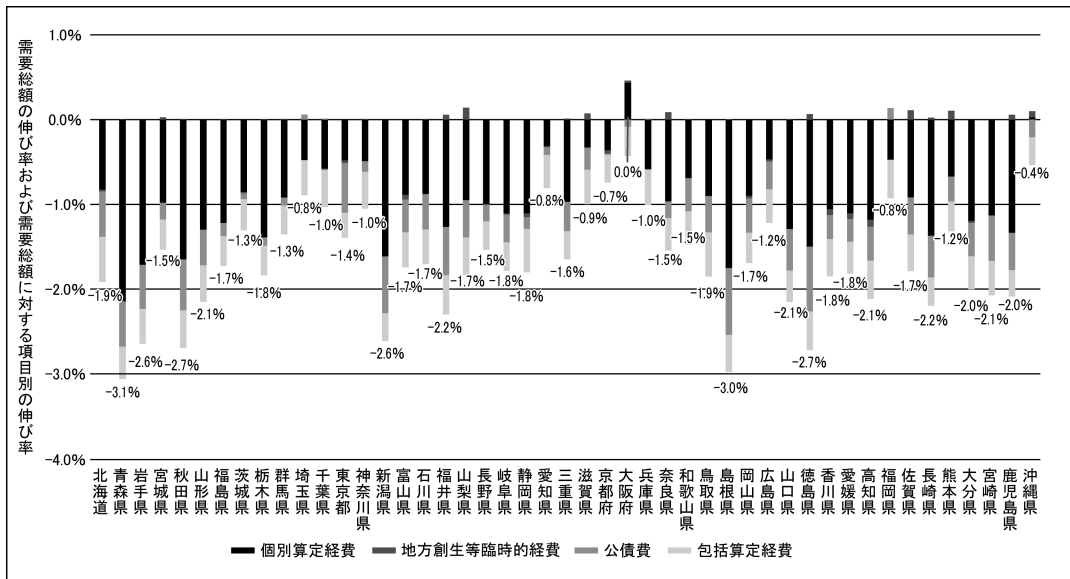
（1） 都道府県の需要額の状況

道府県分の需要額の算定結果を都道府県別にみてみよう。

図表14は臨財債控除前の需要総額の伸び率を主要経費項目別に表したものである。

図の見方はグラフ中の数値が需要総額の伸び率、棒グラフは需要総額の伸び率に対して各項目が何%ポイント（以下「%pt」と表記）寄与したかを表したもので、各項目の合計が総額の伸び率となる。なお東京都の数値は都区合算のうち東京都分のみであ

図表14 都道府県別（道府県分）の需要額（臨財債控除前）の伸び率



(資料) 前掲「基準財政需要額及び基準財政収入額の内訳」より作成

る。

総額の伸びは昨年度とは対照的に大阪府を除く都道府県で前年度比マイナスとなっており、個別算定経費や包括算定経費を中心にほぼすべての経費項目で下回っている。唯一大阪府の個別算定経費がプラスとなっているのは、高等学校費（教職員数）の増加が寄与しており、2022年に大阪市立3高校を府立校に統合した影響とみられる。

総額の減少率が大きかった青森県、秋田県、新潟県、島根県、徳島県の個別算定経費に注目すると、地域振興費の減少の影響が大きく、同項目で算定されている公共事業債や単独事業債等の元利償還金の減少によるものとみられる。また、中学校費や高等学校費などの教育費関連の減少幅も比較的大きく、単位費用の減少と相まって少子化にともなう教職員数や生徒数等の測定単位の減少の影響とみられる。このほか青森県を除いて高齢者保健福祉費（75歳以上人口）の減少も影響しており、75歳以上人口の伸びが関東圏や関西圏などに比べて著しく低く、これに単位費用の減少が重なることで減少幅を大きくしたとみられる。全国的な測定単位の動向をみると高齢者人口の増加が都市圏に移りつつあり、地方圏の高齢化進展がピークを超えつつある状況が算定にも表れたと考えられる。

包括算定経費は単位費用の減少幅が大きかったことから需要額全体の減少に大きく

影響しているが、人口を測定単位とする項目では段階補正が適用されることから、人口の少ない地方圏では減少率が相対的に低くなっている。

一方、増加要因として地方創生等臨時的経費に注目すると、プラスに寄与したのが約半数の24府県で、最も需要額を押し上げたのは山梨県の0.14%pt、次いで佐賀県の0.11%pt、熊本県の0.10%ptなどの順となっている。ただし、4つの臨時項目とも前年度と同額であることから、測定単位の変動や補正係数の見直しを通じて都道府県間の配分が変化した結果とみられる。基本的に人口減少等特別対策事業費や地域社会再生事業費などは条件不利地域を含む地方圏の算定に配慮されているものの、徳島県を除く四国3県では4項目すべてで前年度を下回るなど、測定単位の減少幅や補正係数の割増効果の差などの影響が考えられる。

このほか、公債費については、例年と同様に臨財債の償還費が増加傾向にある一方で、財源対策債が引き続き主な減少要因となっており、全体としてマイナス基調となっている。地財対策における財源対策債の発行は抑制されており、今後も公債費は減少傾向が続くと予想される。

(2) 市町村の需要額の状況

次に市町村の状況を交付団体、不交付団体（特別区分は除く）をあわせて団体別にみてみよう。

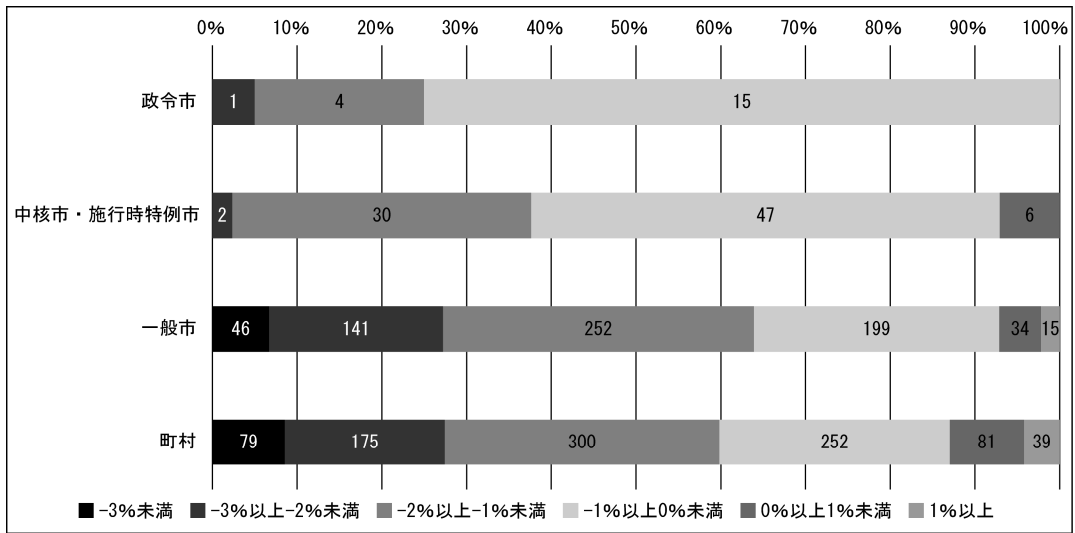
◆ 需要額の総額（臨財債控除前）

図表15-1は需要額（臨財債控除前）の伸び率の分布状況である。図中の数字は各伸び率に含まれる自治体数を表している。

前年度とは対照的に今年度はほぼ全面的な減少基調となっており、減少率はマイナス1%から2%台を中心に、団体規模が小さくなるほど高い減少率の分布が増える傾向がみられる。前年度を上回ったのは中核市・施行時特例市から一般市にわたっては1割未満、町村では1割強にとどまり、伸び率もほぼ1%前後である。今年度の場合、需要額全体が縮小しているため、全体が伸びることはなく市町村間で需要額の割り当ての差が増減の結果に表れたとみることができる。

減少の主な共通要因は個別算定経費の消防費、厚生費の一部、総務費の地域振興費。その他では公債費、包括算定経費（人口）などが中心で、単位費用の引き下げに加え、団体規模による測定単位の動向や自治体規模に応じた補正係数の影響が加わったものとみられる。

図表15-1 需要総額（市町村分・臨財債控除前）の伸び率の団体別分布



(資料) 同上

前年度を上回る自治体も中核市・施行時特例市から町村にわたりみられ、町村では1割強を占めており、各項目で段階補正などの補正係数の割増効果が影響していると考えられる。

以下では個別算定経費、地方創生等臨時的経費、公債費、包括算定経費の全体の伸び率に対する寄与度（何%pt増減に影響したのか）を団体別にみていく。

◆ 個別算定経費（地方創生等臨時交付金除く）

個別算定経費は需要額全体の7割を占めるため、需要額全体の主要な決定要因となっている。

図表15-2は団体別の寄与度の分布を表したものである。全体的にマイナス値の分布が多く、需要額の減要因となっていることがわかる。

一般市や町村ではマイナス2%pt～0%pt未満の分布が約7割を占めており、図表15-1の需要額全体でみた場合よりマイナスの寄与度の分布は小さい。つまり、需要額全体の減少率は包括算定経費などの個別算定経費以外のマイナスの影響が重なった結果であると推察される。

個別算定経費の内訳で主な減少要因をみると以下のような特徴がある。

- ・ 消防費 政令市から中核市・施行時特例市にわたり、ほとんどの自治体で前年度を下回っている。また一般市でも8割弱が同様の傾向にある。これに対

し町村は16%程度にとどまっている。

・その他の教育費（人口）

政令市では65%、中核市・施行時特例市から町村にわたっては8～9割以上で前年度を下回っており、需要額の減少率への影響も一般市や町村を中心に比較的大きい傾向がみられる。

・清掃費 ほぼ、すべての団体で前年度を下回っているが、一般市や町村の減少率への影響は小さい。

・地域振興費（人口）

政令市から一般市で約9割以上、町村では8割が前年度を下回っている。既述の通り公共事業債や単独事業債の減少にともなう単位費用の低下によるものである。

・高齢者保健福祉費（65歳以上人口）

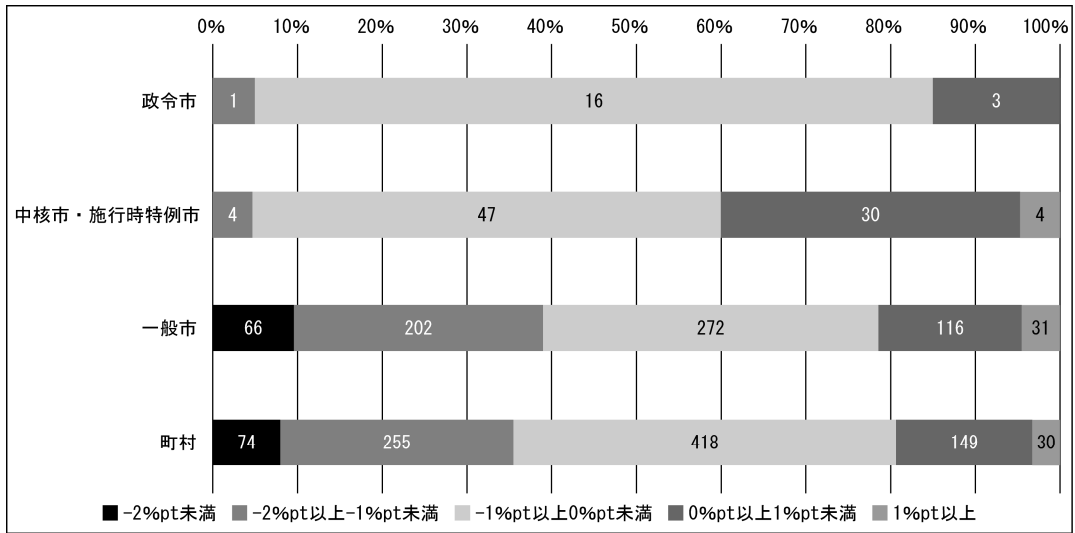
前年度を下回る割合は政令市から中核市・施行時特例市にわたっては2～4割程度にとどまっているのに対し、一般市や町村では著しく高く、一般市では75%、町村では90%であった。国調人口の高齢者人口の更新にともなう高齢者人口の伸びと単位費用の減少の2つの影響の差によるものと推察され、一般市や町村では高齢者人口の伸びが鈍化し、単位費用の減少の影響がこれを上回ったためとみられる。

・高齢者保健福祉費（75歳以上人口）

65歳以上人口と同様の理由によるものであるが、前年度を下回る割合は一般市が52%にとどまるのに対し、町村では78%と多くの自治体における減少要因となっている。なお、政令市の多くは前年度を上回っており、大都市圏の高齢者の増加傾向が算定に表れていると推察される。

以上の特徴をみると各団体共通の要因に加え、一般市や町村では高齢者人口の更新の影響も算定結果に影響しているとみられる。

図表15-2 需要総額の伸び率における個別算定経費の寄与度



(資料) 同上

◆ 地方創生等臨時的経費

図表15-3は地方創生等臨時的経費の需要額における寄与度の団体別分布を表したものである。

総額が一定のため需要額の団体別の割り当ての差とみることができるが、政令市から中核市・施行時特例市にわたっては7割程度がマイナス値に分布しているのに対し、一般市では約5割強、町村では6割強がプラス値の分布となっている。

4項目別にみると前年度を下回った自治体数には以下のような特徴がみられた。

・地域の元気創造事業費

政令市では25%にとどまったが、中核市・施行時特例市および町村では5割強、一般市では6割強となった。

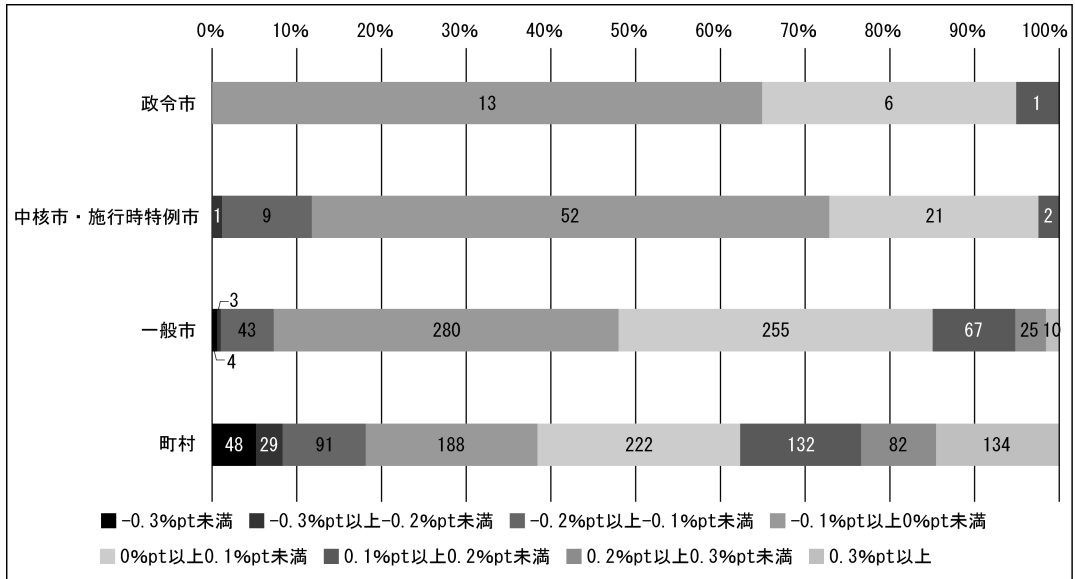
・人口減少等特別対策事業費

政令市および中核市・施行時特例市の約9割に上るのに対し、一般市では4割弱、町村では3割弱にとどまった。地方創生の取り組みの成果への算定シフトにあわせて、条件不利地域の割増係数をかけており、昨年度以上に都市圏と地方圏の配分調整の効果が表れている。

・地域社会再生事業費

人口減少社会を踏まえた需要額算定であるが、政令市や中核市・施行時特例市の

図表15-3 需要総額の伸び率における地方創生等臨時的経費の寄与度



(資料) 同上

3割～4割にとどまったのに対し、一般市、町村では5割～6割と予想以上に多くみられた。ただし減少率はコンマ以下で必ずしも大きな影響があるとはいえない。

・地域デジタル社会推進費

地域社会再生事業費とはほぼ同様の傾向である。

地方創生等臨時的経費の総額は昨年度と同額であるが、町村の算定結果は2021年度と比べて大きく変化している。特に地域の元気創造事業費や人口減少等特別対策事業費で前年度を下回ったのは前者が22%、後者が25%にとどまっており、これと比べると今年度は町村でも前年度を下回った自治体数がかなり増加する結果となった。

ただし、図表6でみたように地方創生等臨時的経費の個別算定経費に占める割合は漸増しており、需要額全体が縮減するなかでは下支え効果として機能したことは確認できる。

◆ 公債費

公債費の動向は前年度とあまり変化はなく、共通して臨財債の償還費が増加傾向にあるため、需要額に対してプラス値で寄与する自治体が多く、マイナス値となる

のは1～3割の自治体にとどまる。減少要因としては合併特例債償還費がピークを過ぎたことや減税補てん債、財源対策債などの減少があげられる。

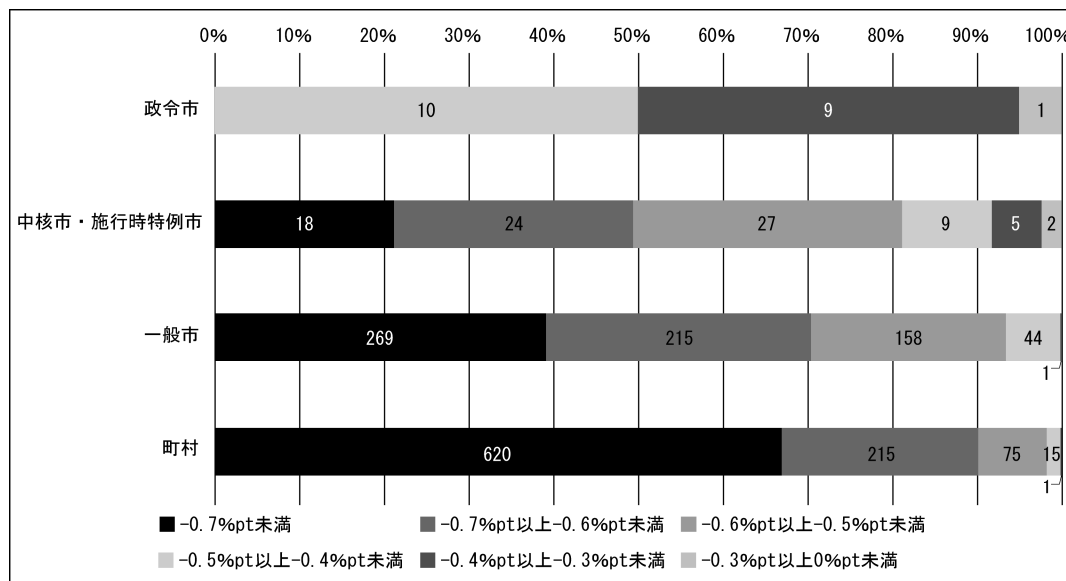
◆ 包括算定経費

図表15-4は包括算定経費の需要額における寄与度の団体別分布を表したものである。

人口および面積を測定単位とする項目の単位費用がいずれも引き下げられたことから、すべての自治体で前年度を下回っている。団体別の分布状況では小規模団体ほどマイナス値が高い分布の割合が高くなっているが、これは人口を測定単位とする項目の減少に加えて、面積を測定単位とする項目の減少率が高い自治体が多いことが原因の一つとみられる。また、町村などでは国調人口の確定値への置き換えによる測定単位の減少が影響していることも考えられる。

いずれにしても需要額全体の減少基調において、包括算定経費のマイナスの影響が小規模な自治体ほど大きく表れていることがわかる。

図表15-4 需要額の伸び率における包括算定経費の寄与度



(資料) 同上

結び — 人口減少社会で問われる交付税算定

今年度は2020年国調の速報値から確定値への更新、2020年国調の高齢者人口や世帯数への置き換えなど、昨年に引き続き測定単位の影響が注目される算定であった。なかでも高齢者人口については都市圏で急増する一方で地方圏の伸びが鈍化しており、道府県分や市町村分の需要額の伸び率に都市、地方の格差をもたらしている可能性が確認された。市町村分では人口および高齢者人口を測定単位とする需要額の個別算定経費に占める割合は9割弱に上っており、今後、人口関連の測定単位の減少が進むにつれて交付税配分が地方圏から都市圏へとシフトする流れが強まる可能性が予想される。

こうした都市圏と地方圏の格差是正として、ここ数年にわたり地方創生関連経費（地域の元気創造事業費、人口減少等特別対策事業費）が極めて高い段階補正を通じて、小規模自治体の需要額を引き上げる役割を果たしてきた。事実、**図表6**でみたように町村の個別算定経費に占める同経費の割合は合わせて約7%を占めており、交付税配分機能として無視できない規模である。

しかし、これらはいくまで約1兆円の需要の割り当てを町村に手厚くするものであり、人口を測定単位とすることから都市圏、地方圏を通じた人口減少社会の財政需要自体をとらえることはできない。もちろん、人口関連の測定単位の多寡が財政需要と正の関係にあるのはいうまでもないが、近年の地方圏における公共交通の確保問題、森林等の環境保全、空き家問題、過疎地域での給油や買い物難民の問題など、人口減少がもたらす自治体の政策課題も増え始めている。交付税算定のあり方にも、こうした人口減少社会の需要を織り込んだ要素が求められる。

その点では新規項目として2020年度に創設された「地域社会再生事業費」がこうした考え方に近い算定項目といえる。この算定では人口の減少率などの人口構造の変化と非人口集中地区人口などの人口の集積度に応じた補正係数を用いて、高齢者人口などを含む人口減少状況をプラスの需要として算定している。ただし、その規模は4,200億円にとどまり、測定単位も人口であることから需要額を下支えするには不十分である。また、同項目は地方交付税法の附則を根拠とする臨時的（「当分の間」ではあるが）なものであり、標準的行政としては不安定さもある。こうした項目を足がかりに人口関連以外の外形的な測定単位にもとづく算定が必要なのではないだろうか。

最後に来年度の算定へ向けた見通しを述べておく。

2022年12月2日に岸田政権の経済対策の裏付けとなる第2次補正予算が成立した。一般会計予算規模は28.9兆円で、物価高騰対策、新型コロナウイルス対策、岸田政権のかかげる新しい資本主義などが盛り込まれている。このなかで交付税についても追加配分として再算定が行われる。これは交付税の原資である国税5税の法定率分が、当初の見込みに対し2021年度決算、2022年度決算見込みをあわせて1.9兆円上振れすることから、このうちの約5千億円を「臨時経済対策費」として需要額の項目に新設し、追加交付するものである。道府県分、市町村分とも単位費用は1,800円で測定単位は人口、段階補正が適用される見通しである。なお、再算定は昨年を引き続き2年連続となり、残余は2023年度の交付税総額に加算される予定である。

岸田政権が進めるデジタル田園都市構想では、2022年6月に閣議決定された同基本方針において「2023年度から、マイナンバーカードの普及状況等も踏まえつつ、マイナンバーカードの交付率を普通交付税における地域のデジタル化に係る財政需要の算定に反映することについて検討する」と明記され、2023年度の算定に反映する見通しである。算定項目は2021年度から2022年度までとされていた「地域デジタル社会推進費」を存置する見通しであり、具体的な算定方法は不明であるが、現行の経常態容補正に組み込まれる可能性が高い。2022年11月現在のマイナンバーカードの人口に対する交付枚数率は全国平均で5割強となっているが、市町村ごとにみると最大9割強、最少3割弱と大幅な格差がある。おそらく普及率を単純に需要額の多寡に反映させることはないだろうが、スマートフォンによるカード機能のアプリケーション化が主流となるなかで、カード普及率を交付税算定に組み込むこと自体、標準的行政として大いに疑問が残るところである。

(とびた ひろし 公益財団法人地方自治総合研究所研究員)

キーワード：保育士・看護職・介護職等処遇改善／地域社会再生事業費／
地域デジタル社会推進費／留保財源／人口減少

【参考文献】

- 飛田博史「2021年度普通交付税算定結果の検証」『自治総研』2021年12月号
星野菜穂子「格差是正と地方交付税——都道府県を対象とした分析を踏まえて——」『自治総研』
2016年6月号
地方財務協会「地方財政」2022年5月号および9月号
地方財務協会『地方交付税制度解説（単位費用編）』令和3年度版および令和4年度版
地方財務協会『地方交付税制度解説（補正係数・基準財政収入額編）』令和4年度版
総務省自治財政局「地方交付税等算定計数資料Ⅰ・Ⅱ」令和3年度および令和4年度版

(資料)

閣議報告

令和4年7月26日

令和4年度普通交付税大綱

地方交付税法第10条の規定に基づき、令和4年度普通交付税の額を次のとおり決定したので、報告する。

1 決定額

区分	令和4年度	令和3年度
総額	16兆9,705億円	16兆3,921億円
道府県分	9兆1,042億円	8兆9,276億円
市町村分	7兆8,662億円	7兆4,645億円

2 交付団体及び不交付団体数

区分	令和4年度			令和3年度		
	交付	不交付	計	交付	不交付	計
道府県分	46	1	47	46	1	47
市町村分	1,646	72	1,718	1,665	53	1,718
計	1,692	73	1,765	1,711	54	1,765

(資料) 総務省ホームページ
https://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01zaisei04_02000132.html

3 主な算定事項

- (1) 令和4年度における措置として、「地域デジタル社会推進費」において、地域社会のデジタル化の推進に要する経費の財源を措置すること。
- (2) 保健所の体制強化、児童虐待防止の充実、障害者の自立支援の充実、介護給付の充実に要する経費の財源を措置すること。
- (3) 特別支援教育、私学助成等教育施策に要する経費の財源を充実すること。
- (4) 森林環境譲与税を活用して実施する森林整備等に要する経費の財源を充実すること。
- (5) 寒冷補正のうち積雪度による補正に用いる級地について、新たな積雪データ等を反映させた級地に見直すこと。
- (6) 東日本大震災の被災団体に対し、算定に用いる国勢調査人口等について特例的な措置を講じること。
- (7) その他制度の改正に伴って必要となる経費及び地方公共団体の行政水準の確保のために必要となる経費の財源を措置すること。
- (8) 臨時財政対策債への振替額に相当する額を控除した額を基準財政需要額とすること。

4 交付決定日

令和4年7月26日（火）

〔参 考 〕

普通交付税 都道府県別決定額（道府県分・市町村分）

（単位：百万円）

都道府県	道府県分	市町村分
北海道	639,492	803,497
青森	217,901	186,458
岩手	220,903	176,923
宮城	150,682	168,006
秋田	197,864	171,732
山形	182,843	146,120
福島	198,211	179,961
茨城	197,314	162,173
栃木	138,574	83,500
群馬	145,060	111,757
埼玉	235,946	174,375
千葉	203,337	178,078
東京	—	69,732
神奈川	128,950	111,543
新潟	252,874	267,372
富山	141,850	80,583
石川	135,705	98,498
福井	132,995	62,885
山梨	145,612	92,315
長野	210,237	254,455
岐阜	188,719	157,771
静岡	176,318	129,415
愛知	123,712	102,799
三重	157,769	127,027
滋賀	134,605	87,338
京都	182,679	166,411
大阪	300,367	323,209
兵庫	337,456	311,250
奈良	173,393	127,838
和歌山	185,330	118,504
鳥取	141,772	86,137
島根	185,645	129,002
岡山	170,418	182,004
広島	191,123	207,077
山口	182,623	129,782
徳島	154,406	89,368
香川	124,041	82,887
愛媛	177,628	143,940
高知	177,884	124,481
福岡	282,534	342,674
佐賀	152,792	90,178
長崎	228,847	179,766
熊本	223,277	227,835
大分	180,530	124,162
宮崎	189,797	124,155
鹿児島	278,086	234,163
沖縄	226,143	137,108
合 計	9,104,244	7,866,243

（注）表示単位未満を四捨五入しているため、各都道府県の数値の計と合計は一致しない。

令和4年度 普通交付税の決定について

決 定 額

(単位:億円、%)

区 分	令和4年度	令和3年度	伸 率
道府県分	91,042	89,276	2.0
市町村分	78,662	74,645	5.4
合 計	169,705	163,921	3.5

算 定 結 果

(財源不足団体)

1 基準財政需要額、基準財政収入額、普通交付税額 (単位:億円、%)

区 分	道 府 県 分		市 町 村 分	
	令和4年度	対前年度伸率	令和4年度	対前年度伸率
基準財政需要額	(220,949)	(Δ 1.4)	(243,727)	(Δ 1.0)
	211,405	10.2	235,465	5.1
基準財政収入額	120,188	17.4	156,608	5.0
交付基準額	91,217	2.0	78,857	5.4
普通交付税額	(100,586)	(Δ 17.3)	(86,924)	(Δ 10.4)
	91,042	2.0	78,662	5.4

- (注) 1 ()書きは、臨時財政対策債分を含めた場合の計数である。
 2 令和4年度の財源不足団体について、対前年度(当初算定)との伸率を算出している。
 なお、交付基準額及び普通交付税額については、前年度(当初算定)の実績に対する伸率である。
 3 交付基準額と普通交付税額との差額は調整額である。
 4 表示単位未満を四捨五入しているため、項目ごとの数値の計と合計は一致しない。

2 令和4年度 普通交付税算定のポイント

1 令和4年10月以降の看護、介護、保育等の職員の収入引上げ

「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」(令和3年11月19日閣議決定)に基づく、看護、介護、保育、幼児教育などの現場で働く方々の収入を3%程度引き上げるための措置について、令和4年10月以降分の地方負担を算定。

<対象>

看護職員※1、介護・障害福祉職員、保育士等・幼稚園教諭

※1 地域でコロナ医療など一定の役割を担う医療機関に勤務するもの

2 保健所の人員体制の強化

感染症の拡大時に円滑に業務ができるよう、保健所において感染症対応業務に従事する保健師の恒常的な人員体制の強化等に要する経費を算定。

<保健所において感染症対応業務に従事する保健師数>

全国 R2: 1,800名→R3: 2,250名→**R4: 2,700名**(R2の1.5倍)

標準団体 R2: 24名→R3: 30名→**R4: 36名**(R2の1.5倍)
(人口170万人)

3 寒冷補正(積雪度)の級地見直し

道路の除排雪などに要する経費の算定を行う寒冷補正(積雪度)の級地について、新たな気象庁による積雪データ等を踏まえた級地に見直し。

<見直し結果>

級地が上がった団体は77団体、級地が下がった団体※2は21団体。

(寒冷補正(積雪度)が適用される団体は566団体。)

※2 級地が下がった団体においては激変緩和措置を講じる。

4 地域社会のデジタル化の推進に要する経費

地方公共団体が地域社会のデジタル化を推進するための取組に要する経費を算定する「地域デジタル社会推進費」については、令和3年度と同様の算定方法により、引き続き2,000億円程度を算定。

<算定額>

2,000億円程度(うち道府県分800億円程度、うち市町村分1,200億円程度)

5 基準財政収入額の増加

道府県分、市町村分ともに、主に以下の税目等において基準財政収入額が令和3年度算定から増加。

道府県分	市町村分
<ul style="list-style-type: none">道府県民税所得割道府県民税法人税割法人事業税地方消費税特別法人事業譲与税	<ul style="list-style-type: none">市町村民税所得割市町村民税法人税割固定資産税法人事業税交付金地方消費税交付金

令和4年度 普通交付税交付額

(単位：百万円)

都道府県	道府県分				市町村分			
	基準財政需要額	基準財政収入額	財源不足額	普通交付税額	基準財政需要額	基準財政収入額	財源不足額	普通交付税額
北海道	1,187,484	547,010	640,474	639,492	1,532,780	728,015	804,765	803,497
青森	341,901	123,717	218,184	217,901	327,607	140,878	186,729	186,458
岩手	350,172	128,979	221,193	220,903	336,361	159,159	177,201	176,923
宮城	391,911	240,905	151,007	150,682	515,130	346,698	168,432	168,006
秋田	294,698	96,590	198,108	197,864	287,081	115,112	171,969	171,732
山形	294,551	111,464	183,087	182,843	276,273	129,925	146,348	146,120
福島	421,491	222,931	198,560	198,211	440,540	260,214	180,326	179,961
茨城	540,724	342,964	197,761	197,314	505,309	342,718	162,591	162,173
栃木	372,240	233,358	138,882	138,574	368,633	284,828	83,804	83,500
群馬	374,789	229,419	145,370	145,060	394,039	281,956	112,082	111,757
埼玉	997,943	761,171	236,772	235,946	1,169,520	994,178	175,342	174,375
千葉	881,392	677,327	204,066	203,337	881,463	702,655	178,807	178,078
東京	2,073,205	2,413,371	-	-	429,977	359,890	70,087	69,732
神奈川	1,033,433	903,628	129,805	128,950	1,256,044	1,143,462	112,582	111,543
新潟	475,927	222,660	253,267	252,874	579,888	312,036	267,852	267,372
富山	266,924	124,853	142,071	141,850	234,623	153,846	80,777	80,583
石川	268,821	132,894	135,927	135,705	260,005	161,291	98,713	98,498
福井	230,289	97,103	133,186	132,995	171,934	108,907	63,027	62,885
山梨	238,821	93,011	145,810	145,612	202,921	110,439	92,482	92,315
長野	442,176	231,574	210,602	210,237	531,112	276,218	254,894	254,455
岐阜	412,476	223,415	189,061	188,719	434,193	276,062	158,130	157,771
静岡	577,752	400,956	176,796	176,318	660,295	530,334	129,961	129,415
愛知	1,049,364	924,784	124,580	123,712	1,086,064	982,367	103,697	102,799
三重	372,261	214,184	158,077	157,769	327,770	200,472	127,298	127,027
滋賀	294,477	159,628	134,848	134,605	285,559	197,985	87,575	87,338
京都	443,111	260,066	183,046	182,679	566,896	400,017	166,880	166,411
大阪	1,285,458	984,029	301,430	300,367	1,768,623	1,443,952	324,672	323,209
兵庫	905,000	566,796	338,204	337,456	1,121,488	809,310	312,178	311,250
奈良	298,415	124,776	173,639	173,393	285,736	157,661	128,075	127,838
和歌山	276,198	90,639	185,558	185,330	236,612	117,913	118,700	118,504
鳥取	198,224	56,288	141,935	141,772	151,584	65,322	86,262	86,137
島根	254,126	68,270	185,855	185,645	213,028	83,849	129,178	129,002
岡山	363,720	193,001	170,719	170,418	467,503	285,113	182,390	182,004
広島	477,750	286,232	191,518	191,123	644,691	437,081	207,610	207,077
山口	330,219	147,323	182,896	182,623	308,050	178,014	130,037	129,782
徳島	232,178	77,580	154,598	154,406	185,624	96,102	89,522	89,368
香川	232,660	108,427	124,233	124,041	213,606	130,543	83,063	82,887
愛媛	319,242	141,350	177,893	177,628	321,382	177,176	144,206	143,940
高知	246,876	68,788	178,088	177,884	209,417	84,762	124,655	124,481
福岡	801,291	518,094	283,197	282,534	1,096,485	752,904	343,581	342,674
佐賀	237,951	84,962	152,989	152,792	189,021	98,687	90,334	90,178
長崎	351,387	122,249	229,137	228,847	332,801	152,760	180,041	179,766
熊本	383,126	159,531	223,594	223,277	460,292	232,076	228,215	227,835
大分	296,714	115,939	180,775	180,530	271,542	147,156	124,386	124,162
宮崎	297,861	107,818	190,044	189,797	256,529	132,162	124,367	124,155
鹿児島	435,572	157,126	278,446	278,086	431,998	197,477	234,521	234,163
沖縄	361,448	135,006	226,442	226,143	318,497	181,126	137,372	137,108
合計	23,213,749	14,432,186	9,121,729	9,104,244	23,546,528	15,660,809	7,885,719	7,866,243

(注) 1. 市町村分については、財源不足団体分を記載している。

2. 表示単位未満を四捨五入しているため、各都道府県の単純合計と合計欄は一致しない。

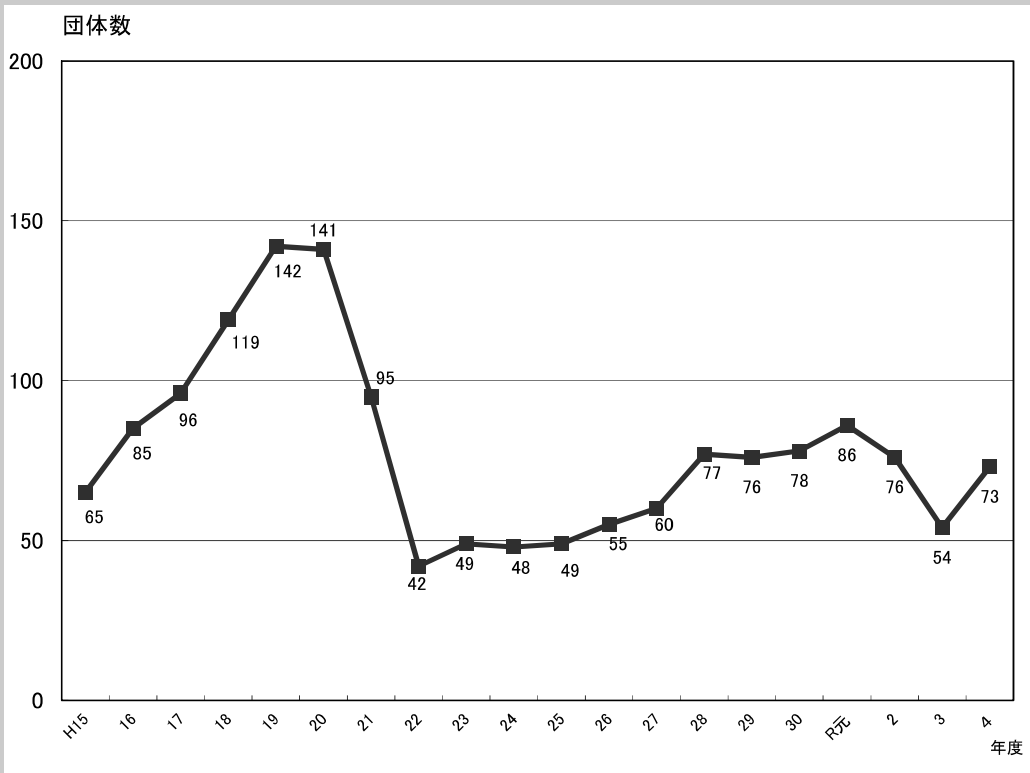
令和4年度 不交付団体の状況

不交付団体数

区 分	令和4年度	令和3年度	令和2年度
都 道 府 県	1	1	1
市 町 村	72	53	75
合 計	73	54	76

(注) 合併特例の適用により交付税が交付される団体数を含み、特別区を含まない。

不交付団体数の推移(都道府県+市町村)



令和4年度普通交付税不交付団体一覧表

1 道府県分 東京都

2 市町村分

都道府県	不交付団体名					
北海道	泊村					
青森県	六ヶ所村					
宮城県	<u>大和町</u>					
福島県	<u>広野町</u>	大熊町	新地町			
茨城県	つくば市	神栖市	東海村			
埼玉県	戸田市	和光市	<u>八潮市</u>	<u>三芳町</u>		
千葉県	市川市	成田市	市原市	君津市	浦安市	袖ヶ浦市
	<u>印西市</u>	<u>芝山町</u>				
東京都	立川市	武蔵野市	三鷹市	府中市	<u>昭島市</u>	調布市
	<u>小金井市</u>	<u>国分寺市</u>	<u>国立市</u>	多摩市	<u>瑞穂町</u>	
神奈川県	<u>川崎市</u>	鎌倉市	藤沢市	厚木市	<u>海老名市</u>	寒川町
	箱根町					
新潟県	聖籠町	刈羽村				
福井県	<u>美浜町</u>	高浜町				
山梨県	昭和町					
長野県	軽井沢町					
静岡県	<u>富士市</u>	<u>御殿場市</u>	長泉町			
愛知県	<u>岡崎市</u>	碧南市	刈谷市	豊田市	安城市	小牧市
	東海市	大府市	高浜市	<u>日進市</u>	みよし市	長久手市
	豊山町	大口町	飛島村	幸田町		
三重県	四日市市	川越町				
滋賀県	<u>竜王町</u>					
京都府	久御山町					
大阪府	田尻町					
兵庫県	芦屋市					
福岡県	苅田町					
佐賀県	玄海町					

市町村合計 72団体（令和3年度53団体）

3 合計 73団体

（注）1 下線は令和4年度に交付団体から不交付団体になった団体である。

2 令和4年度に不交付団体から交付団体になった団体は山梨県忍野村である。

令和4年度 臨時財政対策債発行可能額について

1 臨時財政対策債発行可能額の算定

(単位：億円、%)

区 分	令和4年度	令和3年度	伸 率
道府県	9, 543	32, 420	△70.6
市町村	8, 261	22, 376	△63.1
合 計	17, 805	54, 796	△67.5

(注) 表示単位未満四捨五入しているため、区分ごとの数値と合計が一致しない。

2 臨時財政対策債の概要

地方財源の不足に対処するため、令和2年度から令和4年度の間、地方財政法第5条の特例として発行されるもの（平成13年度から令和元年度の間においても同様に発行）。

なお、その元利償還金については、翌年度以降の基準財政需要額に全額算入する。

3 臨時財政対策債発行可能額の算出方法

財源不足額が生じている地方公共団体を対象とし、当該不足額を基礎として算出。

(財政力に応じて逦増)

令和4年度 臨時財政対策債発行可能額

(単位:百万円)

都道府県	道府県分	市町村分
北海道	24,452	54,739
青森	5,561	7,264
岩手	6,063	6,604
宮城	18,302	20,292
秋田	4,581	5,362
山形	5,030	5,726
福島	14,797	12,545
茨城	29,565	13,367
栃木	19,439	8,022
群馬	18,976	13,837
埼玉	78,178	35,753
千葉	67,379	31,811
東京	-	11,362
神奈川	90,168	55,569
新潟	10,944	25,808
富山	6,873	7,374
石川	7,970	7,400
福井	4,164	5,099
山梨	4,288	4,912
長野	14,568	13,301
岐阜	15,135	11,640
静岡	39,931	37,535
愛知	105,668	27,675
三重	17,715	7,713
滋賀	11,507	8,302
京都	17,220	29,077
大阪	108,231	80,519
兵庫	47,354	55,151
奈良	5,597	7,973
和歌山	4,373	5,978
鳥取	3,086	3,200
島根	3,871	4,016
岡山	11,797	22,117
広島	23,211	33,515
山口	6,983	7,842
徳島	3,643	3,663
香川	6,012	6,704
愛媛	5,735	8,319
高知	3,792	4,497
福岡	42,391	54,761
佐賀	3,900	4,230
長崎	5,622	8,020
熊本	6,990	18,192
大分	5,127	6,286
宮崎	4,844	6,139
鹿児島	7,105	9,687
沖縄	6,201	7,248
合計	954,341	826,146

令和4年度 地方特例交付金の決定について

1. 地方特例交付金の算定結果

(単位：億円、%)

区 分	令和4年度	令和3年度	伸 率
都道府県	773	646	19.7
市町村	1,399	1,167	19.9
合 計	2,172	1,813	19.8

(注)令和4年度において、自動車税減収補填特例交付金及び軽自動車税減収補填特例交付金が廃止されているため、令和3年度の額は、地方特例交付金のうち個人住民税減収補填特例交付金の額を記載している。

2. 地方特例交付金の概要

個人住民税における住宅借入金等特別税額控除の実施に伴う地方公共団体の減収を補填するため、各地方公共団体の住宅借入金等特別税額控除見込額を基礎として算定するもの。

地方特例交付金は、普通交付税の交付・不交付にかかわらず、全地方公共団体が交付対象となる。

令和4年度 地方特例交付金交付額

(単位:百万円)

都道府県	都道府県分	市町村分
北海道	2,310	5,047
青森	711	1,066
岩手	703	1,056
宮城	1,410	3,230
秋田	529	793
山形	684	1,026
福島	1,224	1,836
茨城	2,026	3,038
栃木	1,450	2,176
群馬	1,513	2,269
埼玉	5,560	9,799
千葉	4,343	7,364
東京都	7,726	11,590
神奈川県	4,701	12,531
新潟	1,158	2,481
富山	663	995
石川	844	1,265
福井	496	744
山梨	514	771
長野	1,316	1,975
岐阜	1,500	2,250
静岡県	2,316	4,963
愛知県	5,705	10,623
三重	1,266	1,900
滋賀	1,165	1,747
京都	1,173	2,645
大阪	4,775	9,799
兵庫県	3,292	6,043
奈良	868	1,302
和歌山	593	890
鳥取	327	491
島根	382	573
岡山	1,177	2,451
広島	1,651	3,624
山口	935	1,403
徳島	341	512
香川	607	911
愛媛	835	1,252
高知	325	486
福岡	2,751	6,039
佐賀	563	845
長崎	685	1,027
熊本	965	2,196
大分	785	1,178
宮崎	689	1,034
鹿児島	1,108	1,662
沖縄	656	984
合計	77,319	139,881

(注) 表示単位未満を四捨五入しているため、各欄の単純合計と合計欄は一致しない。

令和4年度 地域の元気創造事業費の算定方法

基本的な考え方

- 「地域の元気創造事業費」の算定に当たっては、人口を基本とした上で、各地方公共団体の行革努力や地域経済活性化の成果を反映

令和4年度算定額

	行革努力分	地域経済活性化分	計
道府県分	500億円程度	475億円程度	975億円程度
市町村分	1,500億円程度	1,425億円程度	2,925億円程度
計	2,000億円程度	1,900億円程度	3,900億円程度

算定方法

単位費用 × 人口 × 段階補正 × (経常態容補正 I + 経常態容補正 II)

〔道府県：950円 市町村：2,530円〕

《行革努力分》経常態容補正 I = (0.2A + 0.1B + 0.3C + 0.2D + 0.2E) × α

A : ラスパイレス指数 (前年度)	} ラスパイレス指数については指数100との差、その他の指標については全国の数値との差に応じて割増し又は割落し
B : ラスパイレス指数 (直近5か年平均)	
C : 経常的経費削減率	
D : 地方税徴収率	
E : 業務システムに対するクラウド導入率	
α : 算定額を総額に合わせつけるための率	

《地域経済活性化分》経常態容補正 II =

<道府県> (0.1F + 0.1G + 0.1H + 0.1I + 0.1J + 0.1K + 0.1L + 0.1M + 0.1N + 0.1O) × r × β

<市町村> (0.15F + 0.15G + 0.1H + 0.1J + 0.1K + 0.1L + 0.1M + 0.1N + 0.1O) × r × β

F : 第一次産業産出額 (道府県) ・ 農業産出額 (市町村)	} 全国と比較して改善度合いが大きい団体の需要額を割増し 〔※指定都市・中核市、都市、町村ごとに改善度合を比較 (市町村)〕
G : 製造品出荷額	
H : 小売業年間商品販売額	
I : 日本人延べ宿泊者数 ・ 外国人延べ宿泊者数 (道府県)	
J : 若年者就業率	
K : 女性就業率	
L : 高齢者就業率	
M : 従業者数 [※]	
N : 事業所数 [※]	
O : 一人当たり県民所得 (道府県) ・ 一人当たり地方税收 (市町村)	
r : 条件不利地域の割増率	
β : 算定額を総額に合わせつけるための率	

※係数の設定方法等については、精査中であり、算定時には変更があり得ることに留意。

(資料) 全国都道府県財政課長・市町村担当課長合同会議資料より抜粋 (2022年1月24日)

令和4年度 人口減少等特別対策事業費の算定方法

基本的な考え方

- 「人口減少等特別対策事業費」の算定に当たっては、人口を基本とした上で、まち・ひと・しごと創生の「取組の必要度」及び「取組の成果」を反映
- 令和2年度から5年間かけて、段階的に「取組の必要度」に応じた算定から「取組の成果」に応じた算定へ1,000億円シフト(令和4年度は200億円シフト)

令和4年度算定額

	取組の必要度	取組の成果	計
道府県分	1,120億円程度	880億円程度	2,000億円程度
市町村分	2,280億円程度	1,720億円程度	4,000億円程度
計	3,400億円程度	2,600億円程度	6,000億円程度
(前年度比増減額)	(△200億円程度)	(+200億円程度)	

算定方法

単位費用 × 人口 × 段階補正 × (経常態容補正 I + 経常態容補正 II)

[道府県 : 1,700円 市町村 : 3,400円]

《取組の必要度》 経常態容補正 I = (0.4A + 0.075B + 0.075C + 0.075D + 0.075E + 0.075F + 0.075G + 0.075H + 0.075I) × α

- | | | |
|-----|---------------------|------------------------------------|
| A : | 人口増減率 / 全国平均 (注) | |
| B : | 全国平均 / 転入者人口比率 | |
| C : | 転出者人口比率 / 全国平均 | |
| D : | 全国平均 / 年少者人口比率 | |
| E : | 自然増減率 / 全国平均 (注) | |
| F : | 全国平均 / 若年者就業率 | |
| G : | 全国平均 / 女性就業率 | |
| H : | 1 / 有効求人倍率 | |
| I : | 全国平均 / 一人当たり各産業の売上高 | (注) 各団体の増減率と全国の増加又は減少団体の増減率を比較して算出 |
| α : | 算定額を総額に合わせつけるための率 | |

《取組の成果》 経常態容補正 II =

<道府県> (0.2J + 0.2K + 0.1L + 0.1M + 0.1P + 0.1Q + 0.1R + 0.1S) × r × β
 <市町村> (0.25J + 0.25K + 0.1L + 0.1N + 0.1O + 0.1R + 0.1S) × r × β

- | | | |
|-----|--------------------|--|
| J : | 人口増減率* | 全国と比較して改善度が大きい団体の需要額を割増し (注)
[※は、指定都市・中核市、都市、町村ごとに改善度合を比較 (市町村)]
(注) 例えば、人口増減率については、H14~16の人口増減率の平均値とR1~R3の人口増減率の平均値の差を改善度合としている |
| K : | 出生率 | |
| L : | 年少者人口比率** | |
| M : | 東京圏への転出入人口比率 (道府県) | |
| N : | 転入者人口比率 (市町村) | |
| O : | 転出者人口比率 (市町村) | |
| P : | 県内大学・短大進学者割合 (道府県) | |
| Q : | 新規学卒者の県内就職割合 (道府県) | |
| R : | 若年者就業率 | |
| S : | 女性就業率 | |
| r : | 条件不利地域の割増率 | |
| β : | 算定額を総額に合わせつけるための率 | |

※係数の設定方法等については、精査中であり、算定時には変更があり得ることに留意。

地域社会再生事業費の算定方法

- 地方公共団体が地域社会の維持・再生に向けた幅広い施策に自主的・主体的に取り組むための経費を算定する「地域社会再生事業費」については、前年度と同様の算定方法により、引き続き4,200億円程度を算定

【算定額】

4,200億円程度

【算定方法】

単位費用 × 測定単位（人口） × 段階補正 × 経常態容補正

単位費用 … 道府県分：1,950円、市町村分：1,950円

$$\text{経常態容補正} = (0.2A + 0.1B + 0.1C + 0.1D) \times \alpha + 0.5E \times \beta$$

A：人口減少率（H22国調→R2国調）

B：年少人口比率（R2国調）

C：高齢者人口比率（R2国調）

D：生産年齢人口減少率（H22国調→R2国調）

人口構造の変化に応じた指標

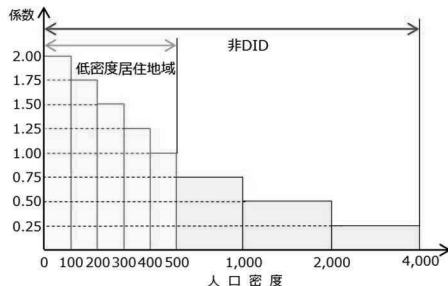
E：非人口集中地区人口比率（H27国調）

人口集積の度合に応じた指標

α 、 β ：算定額を総額に合わせ付ける率

(注1) 人口構造の変化に応じた指標については、全国平均との比較により指標を算出。

(注2) 非人口集中地区人口は、人口密度（メッシュ人口）区別の人口に係数を乗じる。（右図）農山村地域である低密度居住地域（人口密度500人未満）の人口を割増し、それ以外の人口を割落として補正。



※ 上記算定と合わせて、都道府県における技術職員の充実（市町村支援及び中長期派遣体制の強化）に要する経費について、増加職員数に応じて算定する。

※ 係数の設定方法等については、精査中であり、算定時には変更がありうることに留意。

地域デジタル社会推進費の算定方法

- 地方公共団体が地域社会のデジタル化を推進するための取組に要する経費を算定する「地域デジタル社会推進費」については、前年度と同様の算定方法により、引き続き2,000億円程度を算定

【算定額】

2,000億円程度 { うち、道府県分 800億円程度
うち、市町村分1,200億円程度 }

【算定方法】

単位費用 × 測定単位（人口） × 段階補正 × 経常態容補正

単位費用 … 道府県分：520円、市町村分：760円

$$\text{経常態容補正} = (0.5A + 0.5B) \times \alpha \times \gamma$$

地域住民を主な対象とする取組に係る指標

A：当該団体の人口に占める高齢者及び障害者の割合／全国平均

人 口：国勢調査における当該団体の人口

高 齢 者：国勢調査における当該団体の65歳以上人口

障 害 者：福祉行政報告例等における障害者手帳交付台帳登録人口

地域企業を主な対象とする取組に係る指標

B：当該団体の人口一人当たり事業所数に係る係数
(一次産業事業所及び中小企業が多い団体の係数を割増し)

(算 式) $b \times \beta_1 \times \beta_2$

(算式の符号) b：当該団体の人口一人当たり事業所数／全国平均

β_1 ：事業所数に占める一次産業事業所数の割合が全国平均超の団体に係る割増係数

β_2 ：企業数に占める中小企業の割合が全国平均超の団体に係る割増係数

α ：条件不利地域における割増係数（市町村分のみ）

γ ：算定額を総額に合わせ付ける率

※ 係数の設定方法等については、精査中であり、算定時には変更がありうることに留意。